

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

三重県人事委員会



( 写 )

人委第100号

令和3年10月11日

三重県議会議長 青木 謙順 様

三重県知事 一見 勝之 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保・育成	2
2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上	9
3 勤務環境の整備	11
4 非常勤職員に係る人事管理	15
5 高齢期の雇用問題	16
第2 職員の給与に関する報告	17
I 職員の給与を決定する諸条件等	17
1 職員の給与	17
2 民間従業員の給与等の調査	17
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	18
4 物価及び生計費等	19
5 国家公務員の給与	20
II 職員の給与に関する見解	22
1 本年の給与改定	22
2 その他の課題	23
第3 むすび	25
<b>別紙第2 勧告</b>	26

## 参 考 資 料

## 報 告

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止など、喫緊の課題に対しては県民からの確で迅速な対応を強く求められており、県職員の担う役割は一層大きくなっています。その一方、感染防止対策等の一環として行った在宅勤務（テレワーク）などの取組は、新たな勤務環境への変革の兆しとなっています。従来の行政課題に加え、新たな行政課題に対応するためには、業務のスクラップ&ビルドにより見直しを行っていくことはもちろんですが、これまでの制度、運用や慣習等を検証し、改善につなげていくことも重要です。とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、多様な人材の確保及び育成、能力や経験等を十分に発揮できる働き方の実現や、定年の引上げなどに対応した給与制度を適切に運用していくことが肝要です。

また、様々な課題に対し、限られた経営資源の中で、柔軟な組織運営による公務能率を向上させていくことが極めて大切です。同時に職員には行政の専門家としての資質や能力の向上とともに、自覚と責任感に裏付けられた行動力が求められます。

その方策として、より優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度等が重要であるとともに、DX<sup>(※)</sup>を推進した業務の効率化や、在宅勤務、オンライン会議等勤務環境の変化を働き方改革等への取組へ繋げていくことも必要です。

また、本県の厳しい財政状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き任用、給与、働き方等の人事行政が人件費に与える影響についても注視し、適切な対応を講じていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

※ DX: Digital Transformationの略。進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

## **第1 人事管理に関する報告**

### **1 人材の確保・育成**

#### **(1) 人材の確保**

公務員の採用に係る状況は依然として厳しい中にあり、国や自治体間の競合はますます激しくなっています。このような状況下で、行政課題が多様化・複雑化し、少子高齢化や情報技術の高度化が進む中、時代の流れに的確に対応できる優秀で多様な人材を確保することが求められています。しかし本県の採用について、県職員採用候補者A試験の申込者数は長期的に減少傾向が続き、教員及び警察官にも同様の傾向がみられます(図1～図3参照)。特に県職員は、公務員の定年の引上げが一定の影響を与えることが想定されるものの、今後十数年で多数の定年退職が見込まれています。行政課題に安定して対応するためには継続的な人材確保を行うことが必要ですが、令和3年度県職員採用候補者A試験の競争倍率は過去最低の2.7倍となり、特に3職種(林業・総合土木・建築)の最終合格者数が採用予定数に満たないなど、苦慮する状況が続いています。

受験者数のこれ以上の減少を避けるため、受験者が求める情報を簡単に収集できるよう、Webを活用した説明会等の開催を行うとともに、ホームページ及びSNSをより一層活用します。さらに、受験前の年齢層及び東海・関西圏等比較的受験者の多い地域の居住者へのアプローチ方法並びに採用活動を行う効果的な時期・方法のほか、公務員を目指していない層への三重県職員の魅力のPR方法について検討します。

その上で、採用をめぐる状況の変化を見極めながら、より多い受験者数の確保や、どのような資質・能力を持った人材を求めるのか、それを採用試験においてどのように見極めるのかについて抜本的な見直しを含め、引き続き調査・研究を行い、優秀で多様な人材の確保に向け改善を図っていきます。

今後、より業務が多様化し、専門的になるにつれ、民間人材の知見を積極的に取り入れていく必要があり、また、これにより組織においては新しい考え方を取り込む効果も期待できます。民間人材の採用に当たっては必要性の確認や公正性を確保した上で、どのような採用方法が最も適当であるか検討します。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

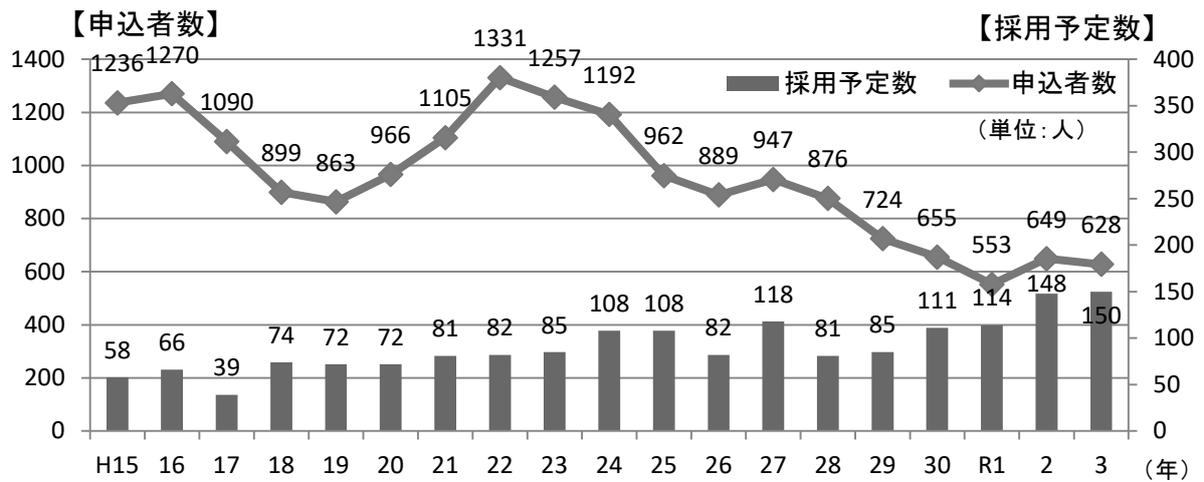


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移

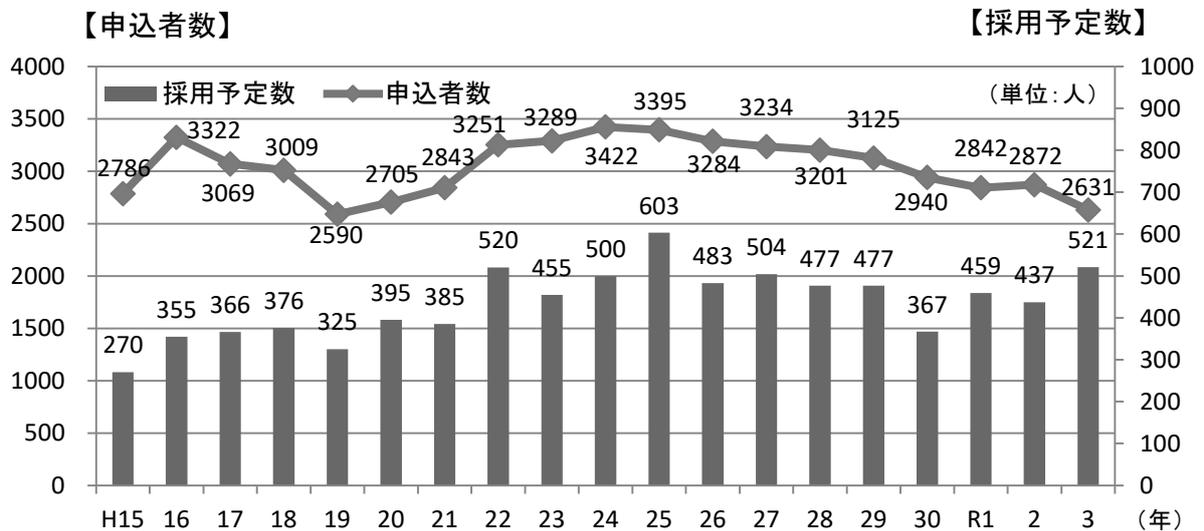
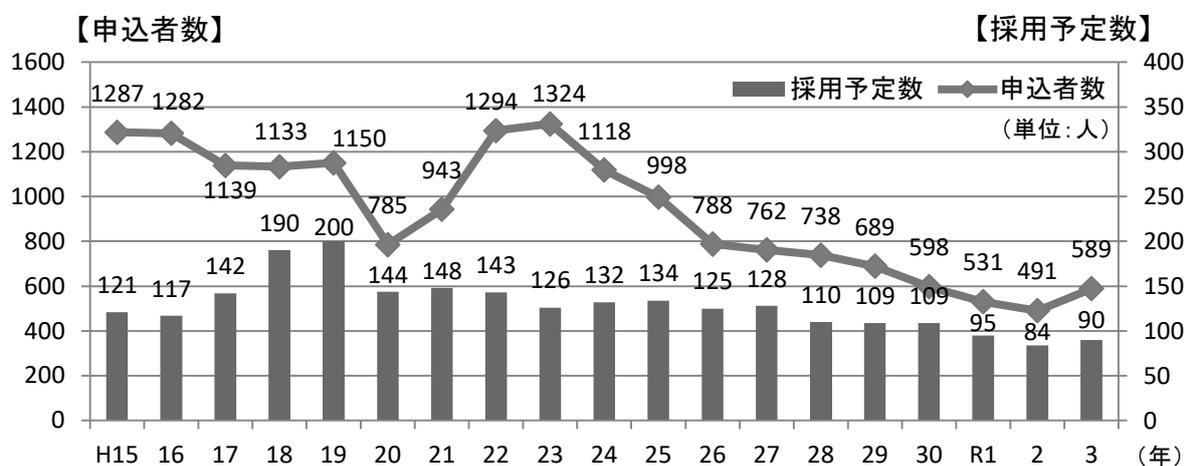


図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移



## (2) 人材の育成・活用

### ア 人材の育成

人材の育成は、実効性の高い行政運営を継続的に行う上で極めて重要です。知事部局においては、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けた人づくりをテーマとした「三重県職員人づくり基本方針」のもと、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や変化が激しい時代の中で求められる人材の育成を進めています。

三重県職員人づくり基本方針では、OJT<sup>(※1)</sup>を人材育成の最も重要な柱と位置づけ、職場全体でOJTに取り組む仕組みを充実させるとともに、上司・部下間のみならず、先輩・後輩間のOJTの活性化に取り組むこととされています。

OJTは、職場や職級にかかわらず日常的に行われるべき取組です。OJTを効果的に機能させるためには、各職員が育成の必要性に対する強い意識を持ち、高い指導能力を備え、部下や後輩職員のスキルや意欲を向上させられる仕組みが必要です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規採用職員研修を含む集合研修の多くが延期や中止、規模の縮小、開催方法の変更（動画配信・オンライン研修）を余儀なくされました。

新規採用職員研修をはじめとする若手職員の集合研修は、すべての職員に共通して必要な知識及び技能など、県職員として必要な基本的能力や資質向上を図るとともに、職員同士の相互啓発や関係の構築が得られる重要な研修です。

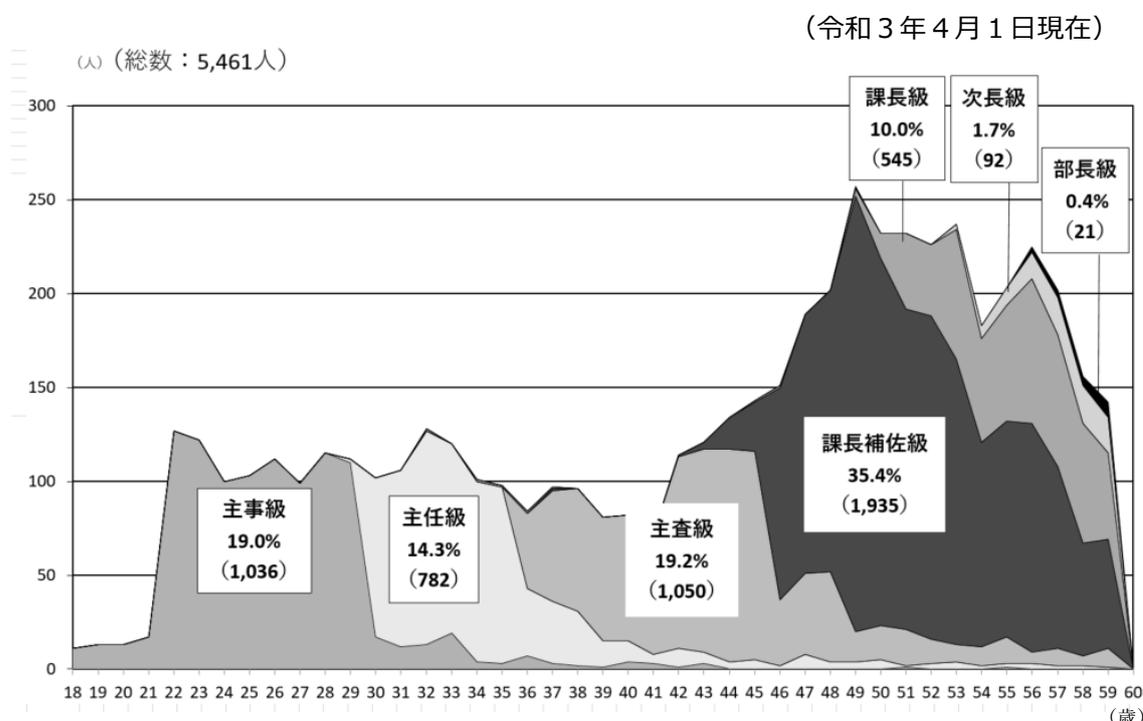
しかしながら、集合研修が計画通りに実施できなかったことにより、同期採用職員同士で直接コミュニケーションを取る機会が減少し、今後の関係が希薄化してしまう懸念もあるため、一体感の薄れや孤立感がモチベーションの低下につながらないように、定期的にフォローアップを行うなど対策が必要です。

また、研修のオンライン化が進む中、研修の目的や内容に応じて、集合研修・オンライン研修それぞれの特徴と利点を生かした研修を実施することが求められます。

昨年の報告でも述べたとおりですが、若手・中堅職員にあっては、図4にあるように、今後十数年の間には職員構成の多数を占める高齢層の職員が退職を迎え、これら職員が現在担っている職務を少数である自身の世代で担わなければならないことや、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを強く認識する必要があります。若い時から自身の能力向上の必要性について主体的に考え、現状にとらわれず新たな事柄に挑戦し、常に学んでいく姿勢を持つことがこれまで以上に重要です。

また、職員が学びを行うための自主性を生み努力するための動機を与えてサポートし、新たな事柄への取組が評価される「挑戦する風土・学習する組織」に向けた職場風土を創りあげていくためには、管理職員の役割も重要です。職場において「挑戦しよう、学んでいこう」という環境や雰囲気醸成するためには、平素からコミュニケーションを十分に図り、適切なマネジメントを行うことで、職員が学びを行うための時間確保や、職員一人ひとりが必要とする能力の把握に、管理職員がリーダーシップを発揮していくことが不可欠です。

図4：年齢・職級別職員構成



(注) 「令和3年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校、市町立学校、警察の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

令和3年6月には、地方公務員の定年を引き上げるための「地方公務員法

の一部を改正する法律案」が可決され、成立しました。本改正案により、定年を引き上げるとともに、60歳で原則として管理職から外れる役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）が導入されます。本人の意欲の維持・向上のためには、役職定年後の職員の役割や業務内容の明確化、人事管理の変化への納得度を高める支援や仕組みづくりが必要です。また、管理職員は、高齢層の職員の能力や意欲の把握、期待する役割の伝達等を、他の職員と同様に人事評価面談等を通じて行い、個々の働きに対して評価し、しっかりとフィードバックすることも重要です。

定年の引上げ後は、全職員のうち高齢層の職員の占める割合は上昇することが想定されます。高齢層の職員は若手職員を支えながら、今まで培ってきた知識や技術を継承していくことはもちろんですが、自ら担当職員としてさまざまな分野で活躍できるよう、自身の60歳以降の働き方を見据えて、ポータブルスキル<sup>(※2)</sup>をアップデートしていかなければならないという当事者意識を持つことも重要です。

本県では、DXやICT<sup>(※3)</sup>への理解を深め、実際の現場での業務改善の取組を通じて、実践的なスキル・ノウハウを身に付け、デジタル技術も活用しつつ、県庁の働き方や組織運営を見直す「スマート改革」を最前線で進める「スマート人材」の育成に取り組んでいます。

今後、さらにスマート改革やDXの必要性が高まる中、これらの取組を推進していくためには、スマート人材の育成はもとより、職員一人ひとりが業務改善、意識改革に取り組む当事者として認識する必要があります。また、定型業務がAI<sup>(※4)</sup>・RPA<sup>(※5)</sup>等に置き換わった際には、より付加価値の高い業務に注力するため、コミュニケーション力、創造力、調整力等の能力向上がさらに重要となってきます。

教育委員会においては、経験年数に応じた各段階で教員として求められる能力を明示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成30年3月に策定し、各教員が教職生活全体を俯瞰しつつ、計画的・効果的に能力の向上に努めることができるような取組を行っています。教育課題の多様化・複雑化に対応するため、教員一人ひとりの資質の向上と高い専門性を養う必要があります。今後も多くの教員の退職が見込まれる中、若手や中堅教

員については、早期に中心的役割を担うことが求められることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎながら、学校経営、授業力向上、教育相談の体制づくりの推進に取り組むよう育成していくことが必要です。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っています。また、女性職員に対するキャリア形成支援として、目標とすべき姿を示し、仕事に対する意欲の維持と昇任意欲の向上を目的とするセミナーを開催したり、若手・新規採用職員に対して先輩職員がキャリア形成上の課題や悩みの解決を支援する制度を導入したりしていますが、引き続き全職員が活躍できるような組織力の向上に取り組むことが求められます。

- ※1 OJT：On-the-Job Trainingの略。  
職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法。
- ※2 ポータブルスキル：業種や職種が変わっても通用する「持ち出し可能な能力」。
- ※3 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
- ※4 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。  
学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。
- ※5 RPA：Robotic Process Automationの略。  
デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

## イ 女性活躍の推進と能力や適性に基づいた人材育成

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が、平成28年4月の完全施行から6年目を迎えています。（令和7年度末まで10年間の時限立法）

地方公務員は原則として競争試験をもとに合格者を決定していることから、男女の別は採用に影響されませんが、民間企業と比べ、女性の就業継続や制度の整備について先行しているとのPRを行うことなどにより、令和2年度のA試験における採用者の女性の割合は45%になっています。なお、警察官においては業務の特殊性に鑑み「男性」「女性」の試験区分を例外的に設けていますが、令和2年度から採用者に占める女性の割合を引き上げ、毎年度概ね

25%とする取組が行われています。

また、管理職員の登用や職域拡大についても、知事部局においてこれまで女性職員を配置していなかった管理職ポストに女性職員を登用するなど積極的な取組が進められています。前期計画（平成28年度～令和2年度）の実績として、管理職への女性登用率が11%と目標（10%）を達成したことから、後期計画（令和3年度～令和7年度）では将来的な管理職への登用（令和7年4月目標値16%）につなげるため、管理職前段階における班長、地域機関の課長等の女性職員の割合に係る目標26%を新たに設けています。

採用、登用において、こうした取組が進められている一方、育児休業の取得については、男女間で大きな差があります。現状として知事部局（令和2年度）の育児休業の取得率・取得期間は、女性は100%で約5割が1年半以上、男性は51%で約7割が1か月以内となっています。これは、育児における男女間の関わりに伴うものであると推察されるため、より一層男性職員の育児への参加を促す必要があります。

このほか、男女の別にかかわらず、育児等の事情により業務の制限が必要な期間にあっても、キャリア形成を見据えた人材育成や仕事へのモチベーションが下がることのないようにすることが必要です。仕事と育児の両立を可能とする環境の整備のもと、性別によらず能力や適性に基づいた人事配置や事務分掌を通して人材育成を図っていくことが重要となります。

さらに、性別や時間制約の有無にかかわらず、全ての職員が能力を最大限発揮できる環境づくりが必要です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止により広がりつつある、在宅勤務や時差出勤等柔軟な働き方も活用し、多様な人材の活躍を促す働き方改革等に総合的に取り組むことが重要です。

### **（3）不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底**

各任命権者において、コンプライアンス推進のための様々な取組が行われていますが、依然として職員が窃盗やわいせつなど重大な非違行為により逮捕される不祥事が発生しています。不祥事が発生する大きな原因としては、公務員としての自覚の欠如が考えられます。自分は県民の信託を受けて公務を遂行している県職員であること、自分の行動が県全体、職員全体への信頼に大きく影

響を与えることを全職員が強く自覚し、自らを厳しく律するよう徹底することが必要です。

また不適切事務の発生もみられますが、これらについては、再発防止策の検討に加えて、紙でやり取りされている情報の電子化や、AI・RPA等の先端技術の活用による業務改善を進め、職員の業務負担の軽減や時間短縮を図りつつ、正確で効率的な業務遂行につなげていくことも重要です。

職員の不祥事及び不適切事務は、職員全体に対する県民の信頼を大きく損なうこととなります。県民との信頼関係は県政運営の基本であることから、職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対処するとともに、県民からの信頼回復に向けて職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりの推進が必要です。また、業務を進める上で想定されるリスクを共通認識し、発生を未然に防ぐ方策を準備する内部統制制度が令和2年度に導入されたところであり、取組の徹底によりさらなるコンプライアンスの向上が求められています。

## 2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

平成27年4月から本格実施されている「県職員育成支援のための人事評価制度」をはじめ、各任命権者において人事評価が実施されています。

本委員会は、昨年報告で、評価基準の明確化や評価要素の一部改正が正しく運用され、加えて所属長と職員とが制度趣旨を理解・共有し、公正な人事評価を行うことが必要と指摘しました。

それを踏まえ、令和3年1月及び8月には、改めて「県職員育成支援のための人事評価制度」に係る制度趣旨の徹底について総務部長通知が出され、適正な目標設定、評価段階の判断基準の明確化、面談の適切な実施についてなど、評価制度の趣旨が周知徹底されました。この中で評価については中位にあたる「3」が「期待される標準的な水準」であり、引き続き適切な運用が求められています。

さらに、評価者である所属長に対しては、人事評価制度が目指すものの本質を理解し、正しい運用のための基本理念を学ぶため、新任所属長研修が早期に行われました。人事評価制度が正しく運用されるよう、引き続き徹底を図っていくことが必要です。

偏りのない評価を実現するため、公平性、客観性が重要であることは、教育委員会、警察においても同様です。加えて、教育委員会、警察では、昇任試験による評価・登用が実施されています。昇任試験、人事評価ともに公正な運用を行うことで、有為な人材の育成・登用を図り、公務能率の最大化へとつなげることが必要です。

今後も、所属長と職員は、職員の意欲や能力の向上に取り組む人事評価制度の制度趣旨を理解・共有し、評価の公平性・客観性についても留意した上で、目標を設定し、公正な人事評価を行うことが必要です。

本来、人事評価制度を効果的に運用するためには、職員の能力、実績や意欲を適切に把握し、今後の成長につなげることが大切です。目標の設定に関しては、本委員会で指摘したストレッチゴール<sup>(※)</sup>の設定など、所属長と職員が対話を通じて相互理解を深め、目標に対する納得性を高めることで人材育成につなげることが必要です。そして何よりも、人事評価が公平かつ客観的に行われることで人事評価に対する職員の信頼を向上させることが人事評価制度の効果的な運用につながります。

地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとしています。各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを的確に評価し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価により、能力、実績に基づく人事管理を進める必要があります。

また、本委員会は、勤務成績が不良な職員に対して、人事評価等の能力の実証に基づき、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対処を行うことも必要と述べているところであり、今後も適正な対処が必要なことに変わりはありません。

時代の変化を踏まえた新たな人事評価の在り方は、各任命権者共通の課題と言えます。限られた経営資源のもと、これまで以上に効率的、効果的な人事行政を進めていくことが求められています。能力・実績に基づく人事管理、強み・弱みを踏まえた人材育成や活用等を通して、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」を一層進めていく必要があります。

※ ストレッチゴール【stretch goal】：個人や組織において、手を伸ばすだけでは届

かず、背伸びをして手を伸ばさないとつかめないような難度の目標。

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 知事部局等における労務管理の推進

平成31年度からの時間外勤務命令の上限等に係る制度導入に伴い、他律的業務の比重の高い所属は、月45時間・年360時間の制限を超える時間外勤務を例外的に認める指定が行われているところですが、令和3年3月現在で約56%の所属が他律的所属となっています。引き続き事業の見直し、業務の削減・効率化に取り組むとともに、適切な検証を行い、他律的所属の指定を必要最小限とする必要があります。

新型コロナウイルス感染症や豚熱の対応に当たっては、特例業務<sup>(※1)</sup>として、やむを得ず月100時間・年720時間等の制限を超える時間外勤務命令を行うことができるものの、過重労働による健康被害を防止するための措置の徹底が必要です。

時間外勤務をできるだけ発生させないように、全庁をあげて部局を超えた応援体制が構築されていますが、緊急性のある業務や高い専門性を要する業務については、特定の職員に負荷がかかっており、月100時間超の時間外勤務者が多数発生している状態が長期にわたり続いています。このため、より果敢に県庁全体の業務の見直しを行い、柔軟かつ迅速に適切な人員配置を行うことが必須です。

また、緊張感の伴う業務遂行により心身に大きな負担が懸念されることから、ストレスケアなど適切な健康対策を行うことが重要です。特に、月80時間を超えて時間外勤務を行う職員の健康管理は喫緊の課題であり、所属長による健康管理のマネジメントのもとで、必要な職員へ確実に医師の面談を受けさせるなど、心身の不調について相談しやすい環境を整える対策が不可欠です。

さらに、所属長をはじめとする管理職員が、職員の健康を守るという強い意思のもと、いつもと違う様子に早く気づき、声をかけて話を聴くなどのきめ細やかな配慮を行い、職員の職場環境の改善に取り組むことが重要です。そのための一つの方法として、令和3年6月に中央労使協働委員会から提案された「労使協働による、3つの『あと10%』活動」<sup>(※2)</sup>（以下「『あと10%』活動」と

いう。)を推進し、労使が共に働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

今回のことを教訓として、再び同じような状況が発生した場合、職員の健康を確保し、良好な勤務環境をどのように構築するのか事前に検討しておくことが求められます。

- ※1 特例業務：大規模災害への対応等の重要な業務であって、県民の生命・健康に重大な被害を与える恐れがあるなど特に緊急に処理することを要する業務。
- ※2 労使協働による、3つの「あと10%」活動：所属長との対話、ベテラン職員の声かけ、部局長による業務の廃止・見直し取組を、「あと10%」行う活動。

## (2) 学校現場における労務管理の推進

近年、教員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

国の指針等に基づき、令和2年度から施行されている「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」及び同指針の趣旨や働き方改革の考え方を共有し、労務管理を行う管理職だけでなく、教員一人ひとりにおいても、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が原則月45時間、年360時間の範囲となるよう毎日の時間管理の必要性の意識を高めていくことが重要です。また、全ての公立学校において一人一台パソコンにタイムカード機能やアラート機能を追加するなど在校等時間の客観的及び効率的な把握に努めていますが、校長及び教育委員会は、教員の健康確保の観点から強いリーダーシップを持って業務量の適切な管理を行い、在校等時間の縮減に向けた取組を進める必要があります。

さらに、コロナ禍において、オンライン授業や分散登校への対応など、例年とは違う対応が多く求められています。学校における働き方改革は、「特効薬のない総力戦」とよばれていますが、県及び市町と学校が一体となって総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した3項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）に取り組むほか、オンライン会議の活用、会議・研修会等の縮減をする取組を進めています。また、一年単位の変形労働時間制についても検討が進んでいますが、制度の改善や仕組みの整備にとどまらず、総

勤務時間縮減に向けて今後も引き続き全ての関係者が協力・連携し取組を推進していくことが必要です。

外部人材の活用として、公立学校に教材の準備・印刷等の教職員の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフ、部活動指導について教職員に代わって引率が可能な部活動指導員等の配置が行われています。また、学校における働き方改革推進本部（文部科学省）において、さらなる部活動改革の推進をめざし「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行」を進める議論が行われているところです。教員における働き方改革については、時間外労働の大きな原因である部活動の在り方や、最近の新型コロナウイルス感染症の影響による対応等を含めて、今後も取組を進める必要があります。

### **（3）警察における労務管理の推進**

警察の職場においても、平成31年度から時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入されており、勤務の特殊性から全ての警察署をはじめ多くの所属が他律的所属となっていますが、令和2年度において、過重労働による健康管理医の面接指導の対象となる月80時間を超えて時間外勤務を行う職員は、ごくわずかとなっています。また、月80時間を超えて時間外勤務を行った職員が健康管理医の面接指導を希望しなかった場合でも、保健師が電話等による支援を行うこととされているほか、健康管理については、職員と日常的に接する管理監督者を中心とするラインケアが手厚く行われており、健康リスクの早期発見・早期対応につなげた取組を行っています。

令和2年度から年休取得の目標を概ね100%と掲げ、20日の取得を目標とし、時間単位の休暇取得も推進しています。宿直勤務日の翌日が平日の場合、8時30分から翌日12時30分までの勤務となりますが、12時30分以降は時間外勤務をさせず帰宅を促す、又は翌日午前中の4時間の休暇を勧めるなどの取組が行われています。引き続き適切な制度運用を図るとともに、現場の一人ひとりが、健康確保等の観点から長時間労働を是正するという趣旨を正しく理解する必要があります。

また、採用から3年間は指導する先輩職員を指定したり、幹部職員が若手職員の意見を意識的に聴くなど、どの所属においても風通しの良い職場となるよ

う引き続き取り組むことが重要です。

令和3年度から休暇申請承認システムが導入されたことにより、職員は休暇を取得しやすくなり、休暇を管理する職員についても事務の負担軽減が図られました。今後も業務の効率化を図るなど、職員が能力を最大限発揮できるように勤務環境を一層整備していくことが重要です。

#### **(4) 柔軟かつ多様な働き方**

仕事と家庭生活を両立するためには、育児や介護等の様々な事情を抱える職員が働きやすい職場環境づくりへの取組が必要です。人事院は今年度の「公務員人事管理に関する報告」の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための男性職員による育児休業取得の促進、不妊治療休暇等の有給休暇の新設について言及しました。本県においては、男性職員の育児休業や不妊治療を病気休暇として取り扱うといった一定の整備がされているところですが、今回の報告を受け、既存の制度との整合性を踏まえつつ、より多くの職員が利用しやすい制度の新設・拡充について検討していくとともに、職員が制度を利用しやすい職場環境を作っていくことが必要です。

障がいのある職員については、令和2年4月に策定された「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員を中心に構成された三重県職員障がい者活躍推進チームにおいて人事担当者と意見交換を行うなど、引き続き障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めていく必要があります。

また、パートナーシップ関係にある職員について、令和3年9月からの「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の運用開始に合わせ、休暇や手当支給の対象となるよう見直しを行いました。職員一人ひとりが性の多様性を認識し、該当する職員が働きにくさを感じることがないように取り組んでいくことが重要です。

近年、広がりつつある在宅勤務やオンライン会議の積極的な活用も働きやすい職場環境づくりには有効です。通勤が不要になることで、労務管理や給与面で課題はあるものの、身体的な負担の軽減や育児、介護等の時間に充てるなど、それぞれの状況に合わせて働くことが可能となります。

仕事と家庭生活の両立に向けては、休暇制度や在宅勤務等による業務の効率

化だけでなく、管理職員をはじめ職員一人ひとり誰もが働きやすい職場環境をつくるという共通認識を持ち、柔軟な働き方を積極的に実践していくことが重要です。

#### **(5) ハラスメントのない職場環境づくり**

本委員会ではこれまでの報告において、ハラスメントのない良好な職場環境づくりの必要性について繰り返し言及しており、各任命権者において、職員研修の実施や相談窓口の設置等により、ハラスメントの排除に努めているところですが、依然としてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、ハラスメントに関する職員相談はなくなっておりません。

ハラスメントを防止し、職員が気持ちよく働ける職場をつくることは、県民サービスの向上につながるものです。ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けるのではなく、職場全体で対応すべき問題として捉え、ハラスメントを正しく理解するための啓発や、「あと10%」活動の取組である対話を積極的に行うことにより、相談しやすい雰囲気作りを進め、より一層ハラスメント防止に取り組んでいく必要があります。

### **4 非常勤職員に係る人事管理**

令和2年4月に一般職非常勤職員の「会計年度任用職員」制度が創設され、任用等に関する制度の明確化が行われました。今後も制度が適切に運用されるように努める必要があります。再度の任用は連続2回を限度とするよう努めていることから、令和4年度の選考及び任用に当たっては、公募等の必要な情報を適切に提供し、職員に不利益や過度の不安が生じないように留意する必要があります。

非常勤職員は、多様化・複雑化する地方行政サービスの重要な担い手であり、各職員においてもその職責を自覚した業務遂行が求められています。今年度人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、不妊治療休暇等の有給休暇の新設や、産前休暇及び産後休暇の有給化、育児休業、介護休業等の取得要件の緩和等が示されたところですが、新たな制度の導入を含め、職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい勤務環境整備に取り組むことが必要です。

## 5 高齢期の雇用問題

少子高齢化による労働力人口の減少等をうけて、今後働く意欲と能力のある高齢者が働き手となり、勤務形態が多様化することが想定されています。

公務員の定年の引上げについては、令和5年度からの定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる内容の「地方公務員法の一部を改正する法律」が6月に成立したことから、今後の国の動向を注視し、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等定年引上げに係る措置を円滑に導入できるよう取り組むことが重要です。

特に導入後、定年が段階的に引き上げられる経過期間においては、現行の再任用制度と同様の仕組み(暫定再任用制度)が措置されることにより職が混在化し、一層複雑な状況となることが見込まれるため、適切な職務の設定等について、本委員会においても、各任命権者と連携しながら検討を進めていきます。

## 第2 職員の給与に関する報告

### I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

#### 1 職員の給与

本委員会が実施した「令和3年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、19,608人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等9種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、397,313円でした。なお、現在、職員に対して知事等の給与の特例に関する条例による職員の給与の減額措置（以下「減額措置」という。）が実施されており、減額措置後の平均給与月額は、396,975円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、4,972人であり、その平均給与月額は、381,951円（平均年齢43.7歳）でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、381,393円でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

#### 2 民間従業員の給与等の調査

##### （1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外することとし、県内744の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した159事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種5,349人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、

調査員に感染予防対策を徹底した上での訪問等により実施しました。

併せて、研究員等（32 職種 182 人）についても、同様の調査を行いました。

## （2）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

### ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 55.5%（昨年 56.8%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 18.0%（同 25.9%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 25.8%（同 16.3%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ 7.9%減少していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 92.6%（昨年 89.2%）であり、昨年に比べ 3.4%増加していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

### イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で 206,863 円、短大卒で 195,587 円、高校卒で 170,185 円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 61.7%（昨年 58.6%）、高校卒で 53.7%（同 53.5%）となっており、そのうち大学卒で 29.9%（同 45.5%）、高校卒で 26.8%（同 55.5%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 70.1%（昨年 54.5%）、高校卒で 73.2%（同 44.5%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 12 表、第 14 表 参照）

## 3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

### （1）月例給

「令和 3 年人事統計調査」及び「令和 3 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応する

と認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ったうえで、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均44円（0.01%）上回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均529円（0.14%）下回っていました。

### 公 民 較 差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
民間従業員の給与 (A)	386,715円	386,715円
職員の給与 (B)	386,759円	386,186円
公民較差 (A)-(B)	△44円 (△0.01%)	529円 (0.14%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,972人（再任用職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,845人です。

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額4.30月分に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分上回っていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

## 4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べると全国で1.1%、津市で1.0%低下していました。

「家計調査」（総務省統計局）によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時

点では、全国で昨年同月比名目 11.5%、津市で同 5.8%の増加となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年 4 月における津市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 178,340 円、195,020 円及び 211,690 円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査（パートタイム労働者を含む。事業所規模 30 人以上）」（県統計課）によると、本年 4 月の「きまって支給する給与」は、前年比で 0.4%減少していました。

本年 4 月の有効求人倍率は、三重県で 1.11 倍（昨年同月 1.26 倍）（三重労働局）、全国で 1.09 倍（同 1.30 倍）（厚生労働省）となっており、また本年 4～6 月期の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、三重県で 2.0%（昨年同期 1.6%）、全国で 3.0%（同 2.8%）となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

## 5 国家公務員の給与

### （1）人事院勧告

人事院は、本年 8 月 10 日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

#### ア 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### （ア）民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 △19 円（0.00%）
- ・特別給：民間の支給割合 4.32 月（公務の支給月数 4.45 月）

##### （イ）給与改定の内容

###### 【特別給】

- ・民間の支給割合との均衡を図るため引下げ（4.45 月→4.30 月）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引下げ分を期末手当に反映

##### （ウ）実施時期

法律の公布日

## イ その他の取組

- ・非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

- ・育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

- ・テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

## ウ 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## (2) 平均給与月額等

令和3年4月1日時点における国家公務員の行政職俸給表(一)の適用者は139,627人(新規採用者、再任用職員等を除く。)であり、その平均給与月額は407,153円(平均年齢は43.0歳)となっています。昨年4月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、1,715円減少しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が450,071円、管区機関が407,894円、府県単位機関で392,309円、その他の地方支分部局で381,686円となっています。(令和3年人事院勧告 参考資料第1表及び第3表)

## II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

### 1 本年の給与改定

#### (1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定に当たっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

#### (2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) のとおり職員の給与が民間従業員の給与を 44 円 (0.01%) 上回っていました。

本委員会はこれまでも公民較差が極めて小さい場合には給料表及び諸手当の改定を見送っており、本年についても月例給の改定は行わないこととします。

特別給である期末・勤勉手当については、前記 I の 3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を 0.15 月分上回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引下げ改定を行うこととします。

### **(3) 改定すべき事項**

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月とします。

支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当に反映し、本年度においては12月期の期末手当の支給月数を1.275月から1.125月へ引き下げ、令和4年度以降においては6月期及び12月期の期末手当の支給月数がそれぞれ1.2月となるよう配分します。

また、行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については0.10月分それぞれ支給月数を引き下げます。

## **2 その他の課題**

### **(1) 定年の引上げによる給与に関する措置**

令和5年4月1日より国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、国においては、定年の引上げによる60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の7割の水準に設定するとしています。

これは、60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は60歳前後で給与水準が維持されることが望ましいものの、60歳定年の下、民間の状況を参考にして設計されている現行の給与カーブを直ちに変更することは適当ではないこと、また、民間企業の多くは給与水準が下がる再雇用制度により対応しているとの判断によるものです。

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者において定年の引上げとこれに伴う諸制度の検討が行われているところですが、地方公務員法は均衡の原則により国家公務員の給与を考慮することとしていることや公務としての類似性に鑑みると、本県においても、定年の引上げによる60歳を超える職員の給料月額の水準は、国の取扱いを十分に踏まえ措置する必要があります。

なお、今般の措置については当分の間と位置付け、国は60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう給与制度の検討を行うこととしており、本委員会としてもその動向を注視していく必要があります。

また、退職手当についても、本県は従来から国に準拠した制度としているこ

とから、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう国に準じた取扱いとすることが適当です。

## **(2) 期末・勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱い**

本年人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行い、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、期末・勤勉手当の取扱いについて新たな措置を行うことを報告しました。

本県においても、承認に係る期間が1か月以下である育児休業は、期末・勤勉手当の対象となる期間から除算しないこととする現行の取扱いを維持した上で、除算しない期間について、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間を合算しないこととし、国の取扱いに準拠することとします。

## **(3) 世代間の給与配分の適正化**

平成28年以降、本県では公民較差に基づいた給料表改定を見送っています。これは近年の民間事業所の賃金動向及び公民較差による、国の勧告後の俸給表構造を維持した上での改定が困難となっているためです。

民間事業所の初任給の状況や均衡の原則を踏まえると、国や他の地方公共団体の給料水準と比較し若年層はほぼ均衡しているのに対し、中高年齢層は高くなっている状況は解消されるべきものと考えています。本委員会は近年の較差傾向も踏まえた給料表の改定手法について引き続き検討していきます。

### 第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、コロナ禍における人事管理、時間外勤務の上制限を踏まえた労務管理、柔軟かつ多様な働き方の検討、優秀で多様な人材の確保、能力や適正に基づいた人材育成、人事評価の正しい運用による公正性の確保などに言及しましたが、これらは全ての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、民間の支給割合との均衡を図るために昨年以上の特別給の引下げを勧告しました。

本年もコロナ禍での職種別民間給与実態調査となりましたが、調査へのご理解とご協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

職員におかれては、これまでに経験のないような厳しい環境の中、県民の安全・安心の確保を第一に日々職務に尽力されていることに心からの敬意を表します。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい経済雇用情勢下にありますが、引き続き、使命感と高い倫理観を持ち、職員が一丸となって職務に精励されることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年三重県条例第 72 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年三重県条例第 61 号）を改正することを勧告する。

## I 給与改定のための関係条例の改正

### 1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

#### 期末手当

#### (1) 令和3年12月期の支給割合

##### ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分(再任用職員にあつては、0.625月分)とすること。

##### イ 特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分(再任用職員にあつては、0.525月分)とすること。

##### ウ 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.575月分とすること。

#### (2) 令和4年6月期以降の支給割合

##### ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分)とすること。

##### イ 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分)とすること。

ウ 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### 期末手当

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## II 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、Iの1の(2)及び2の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## I 職員給与関係資料

令和3年人事統計調査の概要	31
第1表 総括表	33
第2表 給料表別、部局別職員数	34
第3表 給料表別、部局別平均給与月額	35
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	36
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	38
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	60
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	72
第8表 扶養の状況	74
その1 扶養親族数別職員数	74
その2 扶養親族数	74
その3 扶養手当の状況	75
第9表 住居手当の状況	76
第10表 通勤手当の状況	77

## II 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	79
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	80
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	81
第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	82
その1 公民給与比較の職種	82
(1) 規模計	82
(2) 規模500人以上	85
(3) 規模100人以上500人未満	88
(4) 規模100人未満	91
参 考	94
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	94
その2 その他の職種	95
第14表 初任給の改定状況	96
第15表 扶養（家族）手当の支給状況	96
第16表 特別給の支給状況	97
第17表 給与改定の状況	97
第18表 定期昇給の実施状況	97
第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	98
第20表 在宅勤務手当の支給状況	98
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	98
その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	98

### III 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法	100
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）	101
その1 津市	101
その2 全国	101
参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	101

### IV 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	102
-------------	-----

### V 経年統計資料

第23表 部局別、給料表別職員数の状況	104
第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	106

# I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。



# 令和3年人事統計調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

## 2 調査の時期

令和3年4月1日

## 3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で令和3年4月1日に在職する者

## 4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額及び家賃・間代の額等

## 5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

## 6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。



第1表 総括表

区分		給料表										
		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
職 員 数	男	3,490 人 70.2 %	2,695 89.1	162 80.6	31 75.6	67 40.6	25 20.3	1,872 58.4	3,574 45.4	— —	3 100.0	11,919 60.8
	女	1,482 人 29.8 %	329 10.9	39 19.4	10 24.4	98 59.4	98 79.7	1,334 41.6	4,299 54.6	— —	— —	7,689 39.2
	計	4,972 人 100.0 %	3,024 100.0	201 100.0	41 100.0	165 100.0	123 100.0	3,206 100.0	7,873 100.0	— —	3 100.0	19,608 100.0
学 歴 構 成	大学	3,539 人 71.2 %	1,857 61.4	197 98.0	41 100.0	135 81.8	51 41.5	3,120 97.3	7,528 95.6	— —	2 66.7	16,470 84.0
	短大	406 人 8.2 %	157 5.2	4 2.0	— —	30 18.2	71 57.7	60 1.9	345 4.4	— —	— —	1,073 5.5
	高校	1,022 人 20.5 %	1,006 33.3	— —	— —	— —	1 0.8	26 0.8	— —	— —	1 33.3	2,056 10.5
	中学	5 人 0.1 %	4 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 0.0
平均年齢		43.7 歳	38.7	41.6	43.4	43.1	42.7	45.8	42.0	—	49.5	42.6
平均経験年数		22.1 年	17.6	18.5	19.0	20.2	19.2	23.1	19.5	—	—	20.5
平均扶養親族数		2.0 人	2.3	2.1	2.3	1.8	1.9	2.0	2.0	—	—	2.1
平均給与月額	給料	340,981 円	332,010	365,135	444,168	359,148	332,019	395,620	364,591	—	601,667	358,611
	扶養手当	9,404 円	12,814	10,139	9,280	6,158	5,496	9,113	6,901	—	—	8,831
	地域手当	16,834 円	16,033	17,488	77,970	17,092	15,596	18,764	17,399	—	27,676	17,383
	管理職手当	8,821 円	2,499	4,906	33,861	6,263	1,535	3,183	6,585	—	—	5,970
	その他	5,911 円	5,704	8,348	303,430	10,046	5,075	5,883	5,829	—	—	6,518
	計	381,951 円	369,060	406,016	868,709	398,707	359,721	432,563	401,305	—	629,343	397,313

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)  
 2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。  
 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)  
 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)  
 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)  
 ・職員の給与に関する条例附則第24項から第26項まで及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項から第18項までの規定による給料の額  
 ・給料の調整額  
 ・教職調整額  
 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		職	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期		員	
								育	育	職	付			
								職	職	員	職			
知事部局		3,592		183	41	165	123				3	4,107		4,107
警察		330	3,024	18								3,372		3,372
教育委員会	事務局	252										252		252
	県立校	327						3,206				3,533		3,533
	市町立校	388							7,873			8,261		8,261
議会		34										34		34
選挙管理委員会		5										5		5
監査委員		20										20		20
人事委員会		12										12		12
労働委員会		9										9		9
海区漁業調整委員会		3										3		3
計		4,972	3,024	201	41	165	123	3,206	7,873	—	3	19,608	—	19,608
企業庁		173										173		173
病院事業庁		51			17	26	162					256		256
合計		5,196	3,024	201	58	191	285	3,206	7,873	—	3	20,037	—	20,037

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,592	343,621	10,321	17,157	9,935	6,323	387,357	
	各種委員会		335	369,022	12,003	18,162	11,200	4,911	415,298	
	警察		330	311,717	4,658	14,707	3,358	4,168	338,608	
	小計		4,257	343,147	10,014	17,046	9,524	6,046	385,777	
	県立学校		327	354,229	7,856	17,122	10,136	3,982	393,325	
	市町立学校		388	306,052	4,018	14,263	—	6,057	330,390	
	計		4,972	340,981	9,404	16,834	8,821	5,911	381,951	
公安職	警察		3,024	332,010	12,814	16,033	2,499	5,704	369,060	
研究職	知事部局		183	366,610	10,030	17,553	4,948	8,715	407,856	
	警察		18	350,139	11,250	16,830	4,483	4,611	387,313	
	計		201	365,135	10,139	17,488	4,906	8,348	406,016	
医療職(一)	知事部局		41	444,168	9,280	77,970	33,861	303,430	868,709	
医療職(二)	知事部局		165	359,148	6,158	17,092	6,263	10,046	398,707	
医療職(三)	知事部局		123	332,019	5,496	15,596	1,535	5,075	359,721	
高校等教育職	高校		2,375	392,210	9,730	18,648	3,466	6,225	430,279	
	特別支援学校		831	405,368	7,351	19,094	2,376	4,901	439,090	
	計		3,206	395,620	9,113	18,764	3,183	5,883	432,563	
中小校教育職	中学校		2,729	365,385	8,036	17,460	5,792	6,840	403,513	
	小学校		5,144	364,170	6,299	17,367	7,006	5,291	400,133	
	計		7,873	364,591	6,901	17,399	6,585	5,829	401,305	
学校栄養職員	県立・市町立学校		—	—	—	—	—	—	—	
特定任期付職員	知事部局		3	601,667	—	27,676	—	—	629,343	
合計			19,608	358,611	8,831	17,383	5,970	6,518	397,313	
行政職	企業庁		173	357,228	14,858	17,530	9,012	3,350	401,978	
	病院事業庁		51	330,676	9,402	16,023	8,261	5,685	370,047	
		医療職(一)		17	446,035	12,706	78,928	34,559	374,024	946,252
		医療職(二)		26	331,004	12,481	15,800	—	6,100	365,385
		医療職(三)		162	335,308	9,444	15,902	943	3,886	365,483
現業職	知事部局等		—	—	—	—	—	—		
合計			20,037	358,378	8,898	17,419	5,978	6,778	397,451	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行  政  職	1	193,334 円	24.2 歳	2.7 年
	2	229,935	28.2	6.2
	3	288,174	35.6	13.4
	4	369,939	46.1	24.7
	5	394,258	51.5	30.2
	6	408,897	55.7	34.3
	7	437,099	56.9	34.5
	8	463,986	57.7	35.2
	9	506,375	57.9	35.7
	10	824,000	59.0	37.0
計	340,981	43.7	22.1	
公  安  職	1	201,999	21.5	2.3
	2	250,501	27.9	6.8
	3	305,348	35.9	14.4
	4	366,395	42.6	21.2
	5	411,470	49.4	28.8
	6	424,708	49.4	27.8
	7	438,427	53.7	34.0
	8	456,700	55.8	36.2
	9	477,262	57.2	33.7
計	332,010	38.7	17.6	
研  究  職	1	—	—	—
	2	263,965	29.4	6.6
	3	373,330	41.8	18.2
	4	431,165	49.5	26.5
	5	463,029	54.3	31.4
計	365,135	41.6	18.5	
医  療  職 (一)	1	316,620	29.2	6.3
	2	393,282	34.8	11.5
	3	517,240	52.6	27.4
	4	554,620	57.8	31.7
計	444,168	43.4	19.0	
医  療  職 (二)	1	—	—	—
	2	220,836	27.4	4.2
	3	271,715	32.9	9.9
	4	354,038	42.3	19.1
	5	405,495	49.1	26.3
	6	446,109	53.2	30.4
計	359,148	43.1	20.2	
医  療  職 (三)	1	—	—	—
	2	232,281	26.5	3.9
	3	278,383	36.8	10.6
	4	340,673	45.7	21.1
	5	386,231	50.6	28.7
	6	428,286	54.6	32.3
計	332,019	42.7	19.2	
高 校 等 教 育 職	1	291,365	37.3	13.6
	2	394,167	45.5	22.8
	特2	451,769	51.2	28.5
	3	457,574	53.7	31.3
	4	481,833	57.4	34.7
	計	395,620	45.8	23.1
中 小 学 校 教 育 職	1	—	—	—
	2	352,262	39.9	17.4
	特2	424,426	48.1	25.3
	3	431,680	53.1	30.7
	4	446,638	57.4	35.2
計	364,591	42.0	19.5	
学 校 栄 養 職 員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	5	—	—	—
計	—	—	—	
特定任期付職員		601,667	49.5	—
合 計		358,611	42.6	20.5

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
		級			
行 政	企 業 庁	1	193,229	24.1	2.1
		2	226,530	27.2	5.5
		3	287,632	35.6	14.1
		4	366,739	44.1	23.9
		5	394,246	51.0	29.8
		6	409,030	55.3	34.6
		7	437,014	57.4	34.2
		8	465,500	59.0	36.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
		計	357,228	45.4	24.3
職	病 院	1	181,100	22.0	1.0
		2	236,167	29.3	7.1
		3	287,400	35.3	12.7
		4	367,289	45.2	24.7
		5	392,092	51.7	30.9
		6	407,425	57.3	33.0
		7	430,800	58.0	35.0
		8	464,700	57.0	34.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
		計	330,676	42.2	20.5
医 療 職 (一)	事	1	310,167	31.8	5.8
		2	428,075	41.4	16.5
		3	498,850	46.5	23.0
		4	557,450	56.0	30.8
		計	446,035	43.7	18.7
医 療 職 (二)	業	1	248,600	49.0	29.0
		2	224,767	28.8	5.5
		3	271,257	33.6	10.8
		4	350,500	42.1	20.1
		5	410,700	53.0	28.0
		6	443,840	51.9	28.9
計	331,004	40.9	18.3		
医 療 職 (三)	庁	1	—	—	—
		2	255,850	34.2	9.2
		3	283,474	40.3	11.3
		4	330,335	44.0	19.1
		5	379,535	50.9	27.0
		6	429,300	54.6	32.2
計	335,308	45.0	19.8		
現 業 職 員	知 事 部 局 等	1	—	—	—
		2	—	—	—
		3	—	—	—
		4	—	—	—
		計	—	—	—
総	計	358,378	42.6	20.5	

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位 人)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5		1								
6		1	1							
7		5								
8			2							
9	11	11	2							
10		1	4				1			
11		20	2						1	
12		4	4							
13	13	49	7							3
14		20	6							
15		18	7							3
16		7	21							3
17	15	37	9							4
18	2	21	33							1
19		21	28							1
20		9	17					1		2
21	14	55	11			1				
22	2	21	45			1		1	1	
23	4	19	21					1		
24	1	6	22					1		
25	16	36	15						1	
26	2	16	38					3		
27	20	17	32					2		
28	1	3	19			1				
29	96	35	16					4		
30	4	19	44		1			10		
31	23	8	27	1			4	3		
32	2	1	16				10	5		
33	82	4	10			1	4			
34	4	1	24	2			20	1		
35	16		21	2			5	2		
36	2	1	13	4			11			
37	64	3	30	8			8	1		
38	7	4	25	7			4			
39	1	1	12	4			9			
40	1		12	11			1			
41	6	2	13	7			6			
42			7	6			8			
43	1		19	20			7			
44		1	7	11			5			
45	4	1	14	15	1	1	2	1		
46			11	7	1		4			
47	1		10	25			1			
48			12	14		1				
49	10	1	17	18			1			
50		1	7	9	3	2				
51	1	1	28	24		3				
52			11	19		1				
53	1		12	28	2	1	2			
54			4	19	1	17				
55	1		24	27	2	14	1			
56	1		3	19	1	19				
57	4		9	30	3	44	1			
58			1	15	4	138				
59			4	35	6	69				
60		1		22	3	11				
61	6		1	24	6	30	4			
62			2	19	6	34				
63			2	25	12	11				
64				15	10	54				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65	1		1	32	14	38				
66	1		3	13	18	23				
67			2	23	34	19				
68				9	30	41				
69	2		1	26	31	19				
70			1	17	16	18				
71			1	15	54	10				
72				18	45	15				
73	4		1	19	29	10				
74			1	18	27	6				
75				36	51	5				
76				20	44	6				
77	2		1	7	38	5				
78				4	30	2				
79				16	41	4				
80			1	12	62	1				
81			1	16	28	2				
82				9	57					
83				9	29					
84				6	35					
85	2			3	17	25				
86			3	3	17					
87				8	22					
88				10	57					
89	1		1	4	14					
90				5	19					
91			1	3	14					
92			1	10	68					
93				106	322					
94			1							
95			1							
96										
97										
98			1							
99			1							
100										
101			1							
102			4							
103										
104			4							
105										
106			1							
107			1							
108			1							
109										
110										
111			1							
112			1							
113			11							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								1
特										
計	452	484	863	969	1,325	703	119	36	20	1
									合計	4,972

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		21								
8										
9		5								
10										
11										
12										
13		35								
14										
15		2			2					
16		1						1		
17		22		2						
18										
19		1	4	4						
20		1								
21		61	60	2	1					
22			1							
23		5	15	1	4					
24		1	3		1					
25		17	60	2						
26		1	2		1					
27		2	10	3	3	2				
28			3			1				
29		4	43	8	7	1				
30			2							1
31			22	7	2					
32			1		1					1
33		5	40	9	4	2				1
34			8							
35			23	4	3	3				2
36			6		1	1				2
37		1	32	9	4	2				
38				1	1					3
39			12	2	5		1			
40			4	2	3					1
41			30	16	8					2
42			3	3	1	2				
43		1	23	27	11					
44			5	4	1	2	1			
45		1	26	22	9	2		1	2	
46			6	2	2	4				
47			18	17	10	3				
48			5	5	5	3			4	
49			18	29	10	6			2	
50			2	5	4	3	4			
51			17	23	12	5	1		2	
52			7	5	5	3			2	
53			12	24	16	4	2		1	
54			5	12	5	6	1		1	
55			11	18	17	9	2	11	1	
56			2	6	9	4	1	3		
57			5	32	18	4	2	1	2	
58				8	14	3		9		
59			8	34	18	7	2	5		
60				9	12	13	1	1	1	
61			4	24	21	3	1	5	1	
62			1	8	8	2		5		
63			4	22	19	8	2	3		
64			1	9	11	5	4	2		
65			1	20	19	3	2	4		
66				10	15	4				
67			1	18	20	7	1	3		
68			1	3	21	5	3	2		
69			1	16	14	16	4	1		
70			1	10	11	7	2			
71			1	9	21	9	4	3		
72			2	7	19	9	4	2		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73			2	16	14	15	2	1		
74			2	11	10	11	1	1		
75			1	12	18	11	1			
76				6	14	7	3	2		
77			3	11	21	15	3	1		
78			1	5	17	7	2	1		
79				6	8	4				
80				11	12	7	3	1		
81				11	12	12	2	1		
82				4	13	8	3			
83				10	12	3	13			
84				6	13	8	3			
85				6	10	10	2	1		
86				3	12	6	1			
87				4	10	6	4			
88				1	18	4	1			
89			1	4	10	5	1			
90				1	4	6				
91					7	3	3			
92				3	6	7	1			
93					5	143	22			
94				2	6					
95					8					
96				1	7					
97				2	3					
98				1	4					
99					10					
100				2	9					
101					5					
102					7					
103				1	5					
104					5					
105				1	3					
106				2	4					
107				2	3					
108				2	1					
109				1	7					
110				3	4					
111				1	4					
112					3					
113					5					
114				1	2					
115					5					
116				1	5					
117				1	1					
118				1	4					
119					4					
120				2	5					
121				1	4					
122					4					
123				2	4					
124				2	3					
125				2	58					
126				1						
127				1						
128			1							
129				1						
130				2						
131										
132				1						
133				1						
134										
135										
136										
137										
138										
139				1						
140										
141				1						
142										
143										
144										
145										
計		187	583	687	877	471	116	71	19	13
									合計	3,024

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8					
9		8			
10					
11					
12					
13		6			
14		1			
15					
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		4			
22					
23			1		
24					
25		2			
26					
27					1
28		1	1		1
29		3	1		1
30		1			
31			4		
32					
33		2			
34			1		2
35			4		1
36			1		1
37		1	1		1
38		3	1		
39		1	1		
40					2
41		1			
42		7		1	1
43		1	1		
44			1		1
45			2		2
46		3	1	1	1
47		1	1		2
48		2	2	1	1
49			1		
50		4	1	1	
51		1	1	2	3
52				1	3
53			2	2	2
54		5	1	1	3
55		1	3	1	8
56			2	1	6
57		1		1	6
58		1	3	1	
59			1		
60			1	1	

号給	1級	2級	3級	4級	5級
61		1			
62			1	2	
63			1		
64			1	1	
65		1			
66			1	2	
67			2		
68			3	1	
69			2	5	
70					
71			1		
72			1		
73					
74			1		
75			2		
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		69	57	26	49
				合計	201

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		2		
11				
12				1
13	2			
14		4		
15				
16				
17	2			
18		2		
19				
20				
21	2			
22				1
23				
24				
25	4			
26				
27				
28				1
29				
30				
31				
32				
33		1		
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44			1	
45		1		
46				1
47				
48			1	

級 号給	1級	2級	3級	4級
49		1		
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56			1	1
57				1
58				
59				1
60			1	
61				
62				
63				1
64			1	
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	10	11	10	10
			合計	41

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5		1				
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17		2	1			
18			3			
19			1	1		
20		1				
21		3	5	1		
22			2	1		
23			1			
24				1		
25		1	1			
26			2	2		3
27				3		
28		2		2		1
29				2	1	
30			1			
31			4	1		1
32				3		
33						
34			2	2		1
35						
36						
37		1	1	1		1
38						
39				1	1	
40						2
41		1	1	1	2	
42			3		1	
43			2		2	
44			1	1		
45			2	1		
46			1			
47			1		1	2
48				1		
49				1		2
50			2			2
51				1	1	3
52			1	4		1
53					1	35
54				2		
55					1	
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58			1	1	2	
59					1	
60						
61					3	
62			1			
63				2		
64					1	
65				1	2	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		14	40	37	20	54
					合計	165

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		6	1			
14						
15						
16						
17		5	2			
18			1			
19						
20						
21		2	1			
22		1	1			
23						
24		1	1			
25			1			
26		1	4			
27						
28						
29		2	1			
30			1			
31				1		
32						
33		1	2			1
34		1	1			
35		1	1			
36		1	1			
37		2		2		
38			1			
39						
40						
41						
42						
43					1	1
44				1		
45				1		1
46						
47			1		1	2
48					1	
49		1			2	
50				1		
51				1	1	1
52						2
53						
54			1	1		
55						1
56						
57				1		
58					1	
59		1				
60			1			
61				2		
62				2	1	1
63				1		
64					1	
65				1		
66				1		1
67				1	2	
68						
69				1		11
70						
71						
72						
73						
74				1	3	
75			1	1		
76						
77					1	
78					1	
79						
80				1		
81						
82					1	
83						
84				1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						
86					1	
87						
88					1	
89					1	
90					2	
91						
92					2	
93					5	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		26	24	22	29	22
					合計	123

高等学校等教育職給料表  
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		15			
6					
7					
8					
9		19			
10					
11		1			
12					
13		34			
14					
15		4			
16		1			
17		30			
18					
19		5			
20					
21		26			
22					
23		5			
24		2			
25	2	34			
26					
27		4			
28					
29	1	23			1
30		1			1
31		6			4
32		4			2
33	1	36			3
34		3			5
35	1	7			2
36		6			6
37	2	43			6
38		3			4
39		4			2
40		6			3
41	1	38			6
42		1			4
43	1	12			
44		12		1	5
45	2	38			16
46		7			
47		10			
48		1			
49	4	48			
50		6			
51		14			
52		7			
53	2	40		2	
54		8			
55	2	12			
56	1	17		4	
57	1	26			
58		8		2	
59	1	11		2	
60		15		3	
61	1	27		5	
62	3	7		4	
63	2	11		4	
64	2	17	1	5	
65	1	18		4	
66	3	12		2	
67	1	15		4	
68		15		7	
69	2	10		5	
70	2	10		4	
71	1	15		3	
72	3	19	1	2	
73	3	19		5	
74	2	18		2	
75	1	15	1	3	
76		23		3	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77	1	9		5	
78	2	14		4	
79	2	5		3	
80	2	10		2	
81	3	8		1	
82		20		5	
83	1	12	1		
84		33			
85		16		3	
86	1	15	2		
87	1	17			
88	2	32			
89	1	16			
90		12			
91		15	1		
92	1	21	4		
93		11			
94		16	1		
95		13	3		
96	2	25	2		
97	1	18	1		
98	2	22			
99	2	21	1		
100	1	41			
101	1	9			
102		18	2		
103		21	1		
104	2	37	1		
105		19			
106	1	29	1		
107	2	22	1		
108		25			
109		23	1		
110		40			
111	1	24			
112	1	32			
113	2	23			
114	1	38			
115		14			
116		31			
117		17			
118		19			
119		14			
120		19			
121	1	15			
122	1	36			
123		10			
124		20			
125		14			
126		34			
127		15			
128		23			
129		23			
130		30			
131		24			
132		51			
133		36			
134		95			
135		72			
136		120			
137	1	118			
138		90			
139		68			
140		68			
141		63			
142		57			
143		16			
144		5			
145		18			
146					
147					
148	1				
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	90	2,921	26	99	70
				合計	3,206

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		138			
18					
19		5			1
20					7
21		152			24
22					31
23		7			49
24		2			33
25		164			29
26		1			48
27		16			35
28		7			37
29		233			31
30		3			23
31		28			20
32		2			20
33		203			16
34		6			15
35		28			15
36		6			13
37		228			8
38		1			6
39		24			4
40		5			5
41		117			2
42		6			6
43		15			3
44		21	1		3
45		185			3
46		6			
47		36			
48		14	2		
49		174			
50		14			
51		32			
52		11	1		
53		163			
54		11			
55		23			
56		23	1		
57		152			
58		12			
59		30			
60		20			
61		155			
62		13	2		
63		37			
64		14	3	1	
65		102		1	
66		25	3		
67		40		2	
68		58	1		
69		53	1	3	
70		33	1	3	
71		22	2	3	
72		67	11	6	
73		50	3	4	
74		32	6	16	
75		27	2	10	
76		57	2	9	
77		23	1	58	
78		42	2	9	
79		24	3	16	
80		72	4	66	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81		43	5	15	
82		50	2	27	
83		23	2	17	
84		84	3	36	
85		25	3	26	
86		43	9	35	
87		28	1	27	
88		60	5	17	
89		31	2	14	
90		30	2	22	
91		18	2	13	
92		25	2	14	
93		20	1	9	
94		40	6	13	
95		23	5	4	
96		53	3	6	
97		27	2	1	
98		41	6	2	
99		29	6	4	
100		62	5		
101		27	6		
102		29	2		
103		25	3		
104		63	3		
105		23	1		
106		32	4		
107		38	1		
108		59	1		
109		18			
110		39	1		
111		32	1		
112		54	1		
113		16			
114		14			
115		24			
116		30			
117		23			
118		32			
119		27			
120		44			
121		22			
122		45			
123		20			
124		40			
125		26			
126		32			
127		22			
128		21			
129		21			
130		29			
131		17			
132		29			
133		19			
134		56			
135		24			
136		27			
137		15			
138		50			
139		26			
140		40			
141		37			
142		47			
143		43			
144		59			
145		69			
146		135			
147		127			
148		174			
149		177			
150		117			
151		121			
152		114			
153		92			
154		67			
155		32			
156		24			
157		33			
計		6,729	148	509	487
				合計	7,873

学校栄養職員給料表

(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計				合計	

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	1
7	
計	3

(注) 学校栄養職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)



行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9			1								
10											
11											
12											
13			2								
14				2							
15			1								
16				1							
17			2								
18			1	1							
19											
20				1							
21											
22				2							
23	1			1							
24				1							
25											
26											
27				2							
28											
29	3	3									
30				2							
31				1				1	1		
32				1				1			
33	1										
34								1			
35				2							
36											
37	1			2							
38											
39											
40				1	1			1			
41					1			1			
42								1			
43	1				1						
44											
45				1							
46											
47					2						
48					1						
49				1				1			
50					2						
51				2	2						
52				1							
53					3						
54								1			
55				2	1			1			
56								1			
57					3						
58					1			4			
59					2	1		1			
60						2		2			
61								1			
62								3			
63					4	1					
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					2		1				
66					1		2				
67					3	2	1				
68						2	3				
69					1	2					
70						1					
71					1	3					
72					1						
73					1	1					
74											
75					3	2	1				
76						1					
77					1	2					
78											
79											
80						3	1				
81						2					
82						1					
83						2					
84						6					
85											
86						2					
87						2					
88						4					
89						4					
90						2					
91											
92						2					
93						9					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113				1							
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		7	10	28	38	59	23	7	1		
										合計	173

行政職給料表（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17		1	1								
18			1								
19				1							
20											
21			2								
22											
23											
24											
25			2								
26				1							
27				2							
28											
29			1								
30									1		
31				1							
32								1			
33		1									
34			1	2							
35											
36			1		1						
37											
38				1							
39											
40				1							
41				1							
42											
43											
44				1							
45											
46											
47											
48				1	1						
49											
50							1				
51											
52											
53											
54											
55											
56					1						
57					1	1					
58							1				
59						1					
60							1				
61											
62											
63							1				
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					2						
66											
67											
68											
69						1					
70						1					
71						1					
72						1					
73											
74											
75					2	1					
76						1					
77											
78						1					
79											
80											
81						1					
82					1						
83											
84											
85											
86											
87						1					
88						1					
89											
90											
91											
92											
93						1					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		2	9	12	9	13	4	1	1		
										合計	51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13				
14				
15				
16		1		
17	2			
18				
19				
20				
21	1			
22		1		
23				
24				
25				
26				1
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39		1		
40		1		
41			1	
42				
43				
44				
45				
46			1	
47				
48				

級 号給	1級	2級	3級	4級
49				1
50				
51		1		
52				
53				
54		1		
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85		1		
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	8	2	4
			合計	17

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13			1			
14						
15						
16			1			
17						
18						
19				1		
20						
21						
22				1		
23						
24						
25			1			
26		1				
27				1		
28						
29				1		
30						
31						
32						1
33						
34						
35						1
36				1		
37						
38						
39		1				
40						
41			1	1		
42			1			
43						
44						
45						
46			1			
47				1		
48			1			
49						1
50						
51						
52						
53				2		2
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65					1	
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85	1					
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	3	7	9	1	5
					合計	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			1			
11						
12						
13		1				
14						
15			2			
16						
17		1	1		1	
18			1			
19						
20		1	2			
21						
22						
23						
24		1				
25						
26			3			
27			1			
28		1				
29		2		1		
30			1			
31				2		
32		1	1			
33			1	2		
34			2			
35		1	1	3		
36			1		1	1
37		1		1	1	
38			3	1	1	
39					1	
40		1	1			
41			1	2	1	
42			2	2		
43				1		1
44			1	1	1	1
45		2		1	1	
46			1	3		
47		1			1	
48				3	2	
49				1		
50				1	1	
51				1		
52				2	1	
53		2		2		
54		1		2		
55				2		2
56						
57				2	1	1
58		1		2		1
59						1
60				1		
61					2	
62			1			
63				2		
64				1	2	1
65		1			1	1
66					1	
67			1		1	1
68					2	2
69				1		5
70			1	1	2	
71				2		
72				1		
73		2				
74					1	
75						
76			1		1	
77					1	
78					1	
79						
80					1	
81					1	
82					2	
83					1	
84					1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85		1				
86						
87					1	
88						
89						
90					1	
91						
92						
93					6	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106				1		
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		22	31	48	43	18
		合計				162

現業職員給料表（知事部局等）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				

級 号給	1級	2級	3級	4級
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
計				
			合計	

(注) 現業職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	209		1		208							
公安職	7					1	4		1	1		
研究職	6				6							
医療職（一）	—											
医療職（二）	8		1			7						
医療職（三）	4						4					
高等学校等教育職	219	22	197									
中学校・小学校教育職	223		223									
学校栄養職員	1				1							
合計	677											

行政職（企業庁）	2				2							
行政職（病院事業庁）	1				1							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	2				2							
現業職員（知事部局等）	—											
総計	682											

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	66		1		65							
公安職	24					3	16	3	2			
研究職	2				2							
医療職（一）	—											
医療職（二）	4					4						
医療職（三）	—											
高等学校等教育職	127	9	118									
中学校・小学校教育職	479		479									
学校栄養職員	—											
合計	702											

行政職（企業庁）	—											
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	—											
現業職員（知事部局等）	—											
総計	702											

（注）該当人員0の級は空欄とした。



第6表 給料表別、級別、年齢別職員数  
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	11										11
19	13										13
20	13										13
21	17										17
22	116										116
23	110										110
24	90										90
25	23	75									98
26	11	89									100
27	6	88									94
28	10	87									97
29	2	99									101
30	4	12	79								95
31	1	10	80								91
32	3	5	106				1				115
33	7	10	90								107
34	1	1	88			1					91
35	1	1	85			1					88
36	4	2	67			1					74
37	1	1	78		1	1					82
38	1		83	1							85
39	1		34	35							70
40	3	1	17	52							73
41		2	7	57							66
42	1		8	89	1						99
43	2		4	99	1						106
44			4	115	4						123
45			3	109	11						123
46				103	30	1					134
47			3	43	127						173
48			5	51	130						186
49			2	35	188	3	1			1	230
50			6	44	154	12	1				217
51		1	4	40	134	42					221
52			2	24	145	35	3				209
53				16	128	70	5				219
54			2	13	54	89	7	2			167
55			1	13	53	106	13	3			189
56			3	4	67	108	19	6	3		210
57				10	57	85	22	8	4		186
58			1	6	20	80	25	8	5		145
59			1	10	19	68	22	9	7	1	137
60											
61~					1						1
計	452	484	863	969	1,325	703	119	36	20	1	4,972

公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	19									19
19	34									34
20	26									26
21	30									30
22	50									50
23	13	68								81
24	3	71								74
25	5	62	6							73
26	3	74	4							81
27	2	67	7							76
28		46	13	3						62
29	1	57	18	3						79
30		50	25	3						78
31	1	20	42	14						77
32		19	69	13			1			102
33		12	86	16						114
34		10	76	27	1					114
35		7	57	35						99
36		7	55	46	5					113
37		4	48	44	5					101
38		5	44	55	6					110
39			27	72	11	1				111
40		2	20	84	14	2				122
41			26	48	16	3				93
42		1	12	57	21	4				95
43		1	8	55	24	10				98
44			4	46	11	7	1			69
45			5	37	19	11	3			75
46			4	42	45	8	2			101
47			6	23	20	7	4			60
48			10	27	34	11	2			84
49			3	11	31	6	2			53
50			2	12	22	6	8			50
51			3	8	12	5	1	1		30
52			4	8	25	3	6	3		49
53			2	10	33	4	1	2		52
54			1	6	11	4	3	2	3	30
55				16	26	4	7			53
56				17	17	4	5	4	4	51
57				16	23	4	9	2		54
58				15	18	4	9	3	3	52
59				8	21	8	7	2	3	49
60										
61~										
計	187	583	687	877	471	116	71	19	13	3,024

研究職給料表

年 齢	級					計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
18						
19						
20						
21						
22		4				4
23		7				7
24		7				7
25		2				2
26		4				4
27		2				2
28		4				4
29		4				4
30		2				2
31		9				9
32		6				6
33		9				9
34		3				3
35		5				5
36			5			5
37			5			5
38		1	4			5
39			5			5
40			4			4
41			4			4
42			7			7
43			7			7
44			3	1		4
45			8		1	9
46			5	1		6
47				5		5
48				2	2	4
49				10	3	13
50				1	4	5
51				2		2
52				2	6	8
53				1	6	7
54				1	6	7
55					2	2
56					5	5
57					8	8
58					5	5
59					1	1
60						
61～						
計		69	57	26	49	201

医療職給料表 (一)

年 齢	級				計
	1 級	2 級	3 級	4 級	
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	1				1
28	3				3
29	2				2
30	2	1			3
31					
32	1	4			5
33		2			2
34		1			1
35					
36		1			1
37					
38					
39		1			1
40					
41					
42					
43			2	1	3
44		1	1		2
45					
46					
47			1		1
48				1	1
49					
50					
51				1	1
52			1		1
53					
54					
55					
56			1		1
57				2	2
58			1		1
59			2	1	3
60			1		1
61～				4	4
計	10	11	10	10	41

医療職給料表（二）

年齢	級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23		1					1
24		1					1
25		1					1
26		5					5
27							
28		2	8				10
29			5				5
30							
31		1	5				6
32		1	2				3
33		1	2				3
34			7				7
35			3				3
36			2	1			3
37			3	4			7
38			1	5			6
39			2	4			6
40				1			1
41				2			2
42				3			3
43				3			3
44				5			5
45				4	1	1	6
46				2	2	3	7
47				2	3	1	6
48					3	3	6
49					6	2	8
50					3	4	7
51					1	5	6
52						5	5
53				1		4	5
54						9	9
55					1	5	6
56						4	4
57						3	3
58						3	3
59						2	2
60							
61～							
計		14	40	37	20	54	165

医療職給料表（三）

年齢	級						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18							
19							
20							
21							
22			6				6
23			4				4
24			2				2
25			2				2
26			3				3
27			3				3
28			1	3			4
29			1	1			2
30			1	4			5
31							
32				4			4
33				1			1
34							
35			1		1		2
36			1		1		2
37			1	2			3
38							
39							
40				2	2		4
41							
42				2	1		5
43					3	2	5
44					1	1	2
45				2	1	2	5
46					2	2	4
47				1	3	1	5
48				1	1	3	6
49					1	3	6
50						2	3
51						2	3
52					1		4
53					3	1	6
54							
55				1		3	6
56						2	6
57						3	5
58						1	3
59							2
60							
61～							
計		26	24	22	29	22	123

高等学校等教育職給料表

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	2	13				15
23	1	21				22
24	1	33				34
25	2	39				41
26	2	31				33
27	2	35				37
28	4	48				52
29		47				47
30	4	60				64
31	2	63				65
32	8	71				79
33	2	70				72
34	8	60				68
35	8	72				80
36	4	43				47
37	3	58				61
38	3	55				58
39	11	66				77
40	1	59	1			61
41	1	83				84
42	2	65	1			68
43	2	82				84
44		97	1			98
45	1	101	1	1		104
46	3	106	1	1		111
47	2	87	1	3		93
48	3	107	2	2		114
49	1	97	3	7		108
50	1	83	2	13		99
51	1	88	2	6		97
52		95	2	12	2	111
53	2	106		9	1	118
54	1	105	1	9	1	117
55		119	2	5	12	138
56	1	136	3	8	13	161
57		120	1	9	13	143
58	1	162	2	7	12	184
59		138		7	16	161
60						
61～						
計	90	2,921	26	99	70	3,206

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		133				133
23		160				160
24		179				179
25		254				254
26		241				241
27		248				248
28		257				257
29		236				236
30		237				237
31		207				207
32		219				219
33		220				220
34		183				183
35		161				161
36		144	1			145
37		181	1			182
38		168	2			170
39		160	2			162
40		162	2			164
41		148	3			151
42		166	11			177
43		149	14			163
44		119	8	1		128
45		135	12			147
46		151	14	4		169
47		125	8	13		146
48		158	12	20		190
49		146	11	32		189
50		155	8	57	1	221
51		150	8	55	1	214
52		175	5	70	2	252
53		190	5	77	21	293
54		142	4	63	26	235
55		147	3	41	53	244
56		186	3	26	85	300
57		191	6	15	91	303
58		175	2	19	96	292
59		171	3	16	111	301
60						
61～						
計		6,729	148	509	487	7,873

学校栄養職員給料表

特定任期付  
職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
	18									
19							19		19	47
20							20		20	39
21							21		21	47
22							22		22	325
23							23		23	385
24							24		24	387
25							25		25	471
26							26		26	468
27							27		27	461
28							28		28	489
29							29		29	476
30							30		30	484
31							31		31	455
32							32		32	533
33							33		33	528
34							34		34	467
35							35		35	438
36							36		36	390
37							37		37	441
38							38	1	38	435
39							39		39	432
40							40		40	429
41							41		41	400
42							42		42	454
43							43		43	469
44							44	1	44	432
45							45		45	469
46							46		46	532
47							47		47	489
48							48		48	591
49							49		49	607
50							50		50	602
51							51		51	574
52							52		52	639
53							53		53	700
54							54		54	565
55							55		55	638
56							56		56	738
57							57		57	704
58							58		58	685
59							59		59	656
60							60		60	1
61~							61~	1	61~	6
計							計	3	計	19,608

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22	3										3
23	1										1
24	1										1
25	1	3									4
26		3									3
27	1	1									2
28											
29		3									3
30			4								4
31			2								2
32			2								2
33			5								5
34			3								3
35			1								1
36			2								2
37			2								2
38			4								4
39			2	1							3
40				3							3
41				2							2
42				7							7
43				3							3
44				8	1						9
45				6	1						7
46				7							7
47				1	8						9
48					7						7
49					6	1					7
50					12						12
51					6	2					8
52					4	2					6
53					5	1					6
54					2	6					8
55					2	2	1				5
56					1	1	1				3
57					1	4	4				9
58					2	2					4
59			1		1	2	1	1			6
60											
61～											
計	7	10	28	38	59	23	7	1			173

行政職給料表（病院事業庁）

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20	1										1
21											
22											
23	1										1
24											
25											
26											
27		2									2
28		4									4
29		1									1
30											
31		1	1								2
32			1								1
33		1	1								2
34			2								2
35			2								2
36			3								3
37			1								1
38			1								1
39											
40											
41											
42				2							2
43				2							2
44				1							1
45				1							1
46				2							2
47					2						2
48					2						2
49					1						1
50					2						2
51				1	1						2
52					1						1
53					1						1
54					1						1
55						1					1
56											
57						2		1			3
58					1	1	1				3
59					1						1
60											
61～											
計	2	9	12	9	13	4	1	1			51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 年齢	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	2				2
29					
30					
31		1			1
32					
33					
34					
35		1			1
36					
37		1			1
38	1				1
39		1			1
40					
41		1			1
42					
43		1			1
44		1			1
45			1		1
46					
47			1		1
48				1	1
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55				1	1
56				1	1
57		1			1
58					
59					
60					
61～				1	1
計	3	8	2	4	17

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26		1					1
27		1	1				2
28			1				1
29							
30							
31							
32		1					1
33							
34			1				1
35			2				2
36			1				1
37			1				1
38							
39				3			3
40				1			1
41				1			1
42							
43				1			1
44				2			2
45				1			1
46							
47							
48							
49	1					2	3
50							
51						1	1
52							
53					1	1	2
54							
55						1	1
56							
57							
58							
59							
60							
61~							
計	1	3	7	9	1	5	26

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23		1					1
24							
25							
26		2					2
27		1					1
28		2	1				3
29		1	3				4
30		1	2				3
31							
32		3	2				5
33							
34		1	1				2
35		1	2	2			5
36				2			2
37			1	2			3
38		1		2			3
39		2	1	3			6
40			4	4	1		9
41		1		5	1		7
42			1	5			6
43		1		3	2		6
44		2	1	3	3		9
45			3	3	1	1	8
46			5	2	2		9
47			1	2	1	1	5
48				1	3		4
49		1		2	6		9
50			2	2	2		6
51				1	3		4
52					5	2	7
53					1	2	3
54					1	2	3
55					3	4	7
56				3	1	2	6
57				1	3	1	5
58			1		1	2	4
59					3	1	4
60							
61~							
計		22	31	48	43	18	162

現業職員給料表（知事部局等）

総 計

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61～					
計					

年 齢	人 員
18	30
19	47
20	40
21	47
22	329
23	388
24	388
25	475
26	474
27	468
28	499
29	484
30	491
31	460
32	542
33	535
34	475
35	449
36	398
37	449
38	444
39	445
40	442
41	411
42	469
43	482
44	454
45	487
46	550
47	506
48	605
49	627
50	622
51	589
52	653
53	712
54	577
55	653
56	748
57	722
58	696
59	667
60	1
61～	7
計	20,037

## 再任用職員

## フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		209	67	45	50	26	21
公安職		7	5	2			
研究職		6	3	1		1	1
医療職（一）		—					
医療職（二）		8	1	1	2	3	1
医療職（三）		4	2	2			
高等学校等教育職		219	85	53	35	21	25
中学校・小学校教育職		223	86	61	34	31	11
学校栄養職員		1				1	
合計		677	249	165	121	83	59
行政職（企業庁）		2		2			
行政職（病院事業庁）		1			1		
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		2	1			1	
現業職員（知事部局等）		—					
総計		682	250	167	122	84	59

## 短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		66	18	9	12	19	8
公安職		24	6	4	8	3	3
研究職		2		1			1
医療職（一）		—					
医療職（二）		4	1		1	1	1
医療職（三）		—					
高等学校等教育職		127	18	24	24	38	23
中学校・小学校教育職		479	107	106	105	89	72
学校栄養職員		—					
合計		702	150	144	150	150	108
行政職（企業庁）		—					
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		—					
現業職員（知事部局等）		—					
総計		702	150	144	150	150	108

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。



第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	315	43	94
	2	419	29	36		484
	3	706	64	92	1	863
	4	576	134	258	1	969
	5	881	96	345	3	1,325
政	6	481	36	186		703
	7	108	4	7		119
	8	33		3		36
	9	19		1		20
	10	1				1
職	計	3,539	406	1,022	5	4,972
公	1	50	3	131	3	187
	2	376	27	180		583
	3	465	50	172		687
	4	587	55	234	1	877
安	5	266	15	190		471
	6	77	3	36		116
	7	27	2	42		71
	8	5	2	12		19
	9	4		9		13
職	計	1,857	157	1,006	4	3,024
研	1					—
	2	69				69
	3	57				57
	4	25	1			26
	5	46	3			49
職	計	197	4	—	—	201
医	1	10				10
療	2	11				11
	3	10				10
職	4	10				10
(一)	計	41	—	—	—	41
医	1					—
	2	14				14
	3	35	5			40
	4	30	7			37
	5	14	6			20
職	6	42	12			54
(二)	計	135	30	—	—	165
医	1					—
	2	20	6			26
	3	13	11			24
	4	3	19			22
	5	5	23	1		29
職	6	10	12			22
(三)	計	51	71	1	—	123
高	1	78	9	3		90
校	2	2,848	50	23		2,921
等	特2	26				26
教	3	98	1			99
育	4	70				70
職	計	3,120	60	26	—	3,206
中	1					—
小	2	6,395	334			6,729
校	特2	146	2			148
教	3	505	4			509
育	4	482	5			487
職	計	7,528	345	—	—	7,873
学	1					—
校	2					—
荣	3					—
養	4					—
職	5					—
員	計	—	—	—	—	—
特	1	2		1		3
定	計	2		1		3
合	計	16,470	1,073	2,056	9	19,608

給料表		学歴		大 学	短 大	高 校	中 学	計
		級						
行	業	1		6			1	7
		2		9		1		10
		3		21	1	6		28
		4		15	3	20		38
		5		38	3	18		59
		6		12	1	10		23
		7		7				7
		8		1				1
		9						—
		10						—
政	庁	計		109	8	55	1	173
		1		1	1			2
		2		6	2	1		9
		3		12				12
		4		5	1	3		9
		5		6	1	6		13
		6		3	1			4
		7		1				1
		8		1				1
		9						—
10						—		
職	院	計		35	6	10	—	51
		1		3				3
		2		8				8
		3		2				2
		4		4				4
		5			1			1
		6						—
		7						—
		8						—
		9						—
医療職(一)	事	計		17	—	—	—	17
		1			1			1
		2		3				3
		3		5	2			7
		4		3	6			9
医療職(二)	業	計		16	10	—	—	26
		1						—
		2		7	15			22
		3		8	23			31
		4		4	43	1		48
医療職(三)	庁	計		23	135	4	—	162
		1						—
		2		7	15			22
		3		8	23			31
		4		4	43	1		48
現業職員	知事部局等	計		—	—	—	—	—
		1						—
		2						—
		3						—
		4						—
総 計			16,670	1,232	2,125	10	20,037	

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

扶養親族数	区分 扶養親族の ある職員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1人	2,730人	1,106人	1,428人	196人
2人	3,040	1,170	2,933	147
3人	2,004	1,466	1,990	72
4人	474	405	474	33
5人	61	58	61	10
6人以上	10	9	10	1
計	8,319	4,214	6,896	459

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	4,214 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 ま で	11,632 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,243 人
計	17,089 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,257人	20,717円	2.0人
公安職	1,774	21,844	2.3
研究職	93	21,914	2.1
医療職（一）	17	22,382	2.3
医療職（二）	53	19,170	1.8
医療職（三）	34	19,882	1.9
高校等教育職	1,446	20,205	2.0
中小校教育職	2,645	20,540	2.0
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	8,319	20,816	2.1

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間	家賃等 平均負担額	手当受給者 1人当り額	うち配偶者の居る 住家・借間
行政職	954人	1人	56,137円	25,597円	13,500円
公安職	400	—	55,411	25,924	—
研究職	57	—	55,379	25,640	—
医療職（一）	9	—	56,693	22,711	—
医療職（二）	34	—	54,647	25,547	—
医療職（三）	23	—	57,023	25,839	—
高等学校等教育職	707	—	56,926	25,995	—
中学校・小学校教育職	1,672	—	56,388	25,967	—
学校栄養職員	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—
計	3,856	1	56,297	25,859	13,500

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額							
行政職	1,156人	14,257円	2,526人	10,165円	363人	27,897円	4,045人	12,926円	16,683円
公安職	130	14,606	2,077	9,106	51	22,964	2,258	9,735	16,001
研究職	22	20,167	136	10,486	18	43,981	176	15,122	30,066
医療職（一）	1	31,815	23	8,000	2	36,763	26	11,128	31,480
医療職（二）	15	19,300	113	11,271	12	38,134	140	14,434	26,297
医療職（三）	9	17,122	95	9,611	1	51,840	105	10,657	20,594
高校等教育職	89	19,109	2,773	9,534	82	37,909	2,944	10,613	27,103
中小校教育職	74	15,103	7,182	7,014	56	29,228	7,312	7,266	19,366
学校栄養職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定期付職員	1	9,545	—	—	—	—	1	9,545	9,545
計	1,497	14,781	14,925	8,389	585	29,774	17,007	9,687	18,065
平均利用距離	23.6 km		13.1 km		42.7 km		15.0 km		
平均通勤所要時間	48.3 分		27.5 分		60.3 分		30.5 分		

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。



## Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和3年  
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した  
ものである。



# 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 744 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種、合計 54 職種

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から159事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (3) 調査実人員

5,531人(うち初任給関係職種 278人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,349人(うち初任給関係職種 269人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は48,989人であり、うち行政職に相当するものは47,951人である。

## 5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	規 模		
			500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計		124	48	54	22
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		4	1	1	2
製 造 業		78	31	35	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		14	9	3	2
卸 売 業 ， 小 売 業		2	—	1	1
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		1	1	—	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		25	6	14	5

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が31所あった。

- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	206,863	204,897	211,871	※ 207,875
		短 大 卒	195,587	189,002	※ 230,529	※ 184,000
		高 校 卒	170,185	170,617	168,321	※ 169,000
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	203,975	203,837	204,722	※ 202,000
		短 大 卒	180,211	※ 182,066	※ 169,342	※ 184,000
		高 校 卒	167,785	167,654	169,122	※ 161,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	211,956	207,129	222,670	※ 211,400
		短 大 卒	204,198	192,374	※ 264,579	—
		高 校 卒	170,855	171,040	※ 166,936	※ 175,000
そ の 他	新卒高等学校教諭	大 学 卒	—	—	—	—

(注) 1. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。

2. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	4	55.5	841,442	0	841,442	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	3	55.2	742,936	0	742,936		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	12	53.0	692,854	0	692,854		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	52.8	740,393	0	740,393		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	3	51.7	569,885	0	569,885		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	118	52.6	626,306	2,408	623,898		2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	78	52.7	646,855	422	646,433		
短大卒	8	52.4	510,909	0	510,909			
高校卒	32	52.6	594,878	8,568	586,310			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部長	105	51.8	667,518	165	667,353	同 上		
大学卒	55	51.7	686,904	137	686,767			
短大卒	13	50.3	643,563	521	643,042			
高校卒	37	52.4	644,657	70	644,587			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	23	50.0	552,944	11,583	541,361	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)		
大学卒	8	47.5	556,188	23,112	533,076			
短大卒	1	X	X	X	X			
高校卒	14	51.5	556,819	6,011	550,808			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)  
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	36	50.7	566,343	491	565,852	前記事務部次長の備考欄参照
	大学卒	17	49.5	606,155	0	606,155	
	短大卒	5	51.7	490,511	0	490,511	
	高校卒	14	52.4	528,352	1,508	526,844	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	事務課長	252	49.4	521,518	11,288	510,230	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	140	48.5	543,563	9,773	533,790	
	短大卒	26	49.4	405,106	17,251	387,855	
	高校卒	83	50.9	512,011	12,820	499,191	
	中学卒	3	46.7	490,373	914	489,459	
	技術課長	321	47.6	570,916	7,288	563,628	同上
	大学卒	149	47.1	594,340	5,708	588,632	
	短大卒	35	46.8	545,278	1,209	544,069	
	高校卒	136	48.6	541,623	11,421	530,202	
	中学卒	1	X	X	X	X	
関係	事務課長代理	85	47.0	447,910	20,044	427,866	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大学卒	52	46.0	443,830	21,214	422,616	
	短大卒	5	51.3	464,685	21,124	443,561	
	高校卒	28	48.1	452,982	17,494	435,488	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術課長代理	99	47.6	484,250	17,296	466,954	同上
	大学卒	50	46.4	490,684	13,233	477,451	
	短大卒	18	49.3	462,923	17,722	445,201	
	高校卒	31	49.2	484,621	27,055	457,566	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職種	事務係長	331	49.6	469,365	47,349	422,016	係の長及び係長級専門職
	大学卒	131	47.6	497,508	68,232	429,276	
	短大卒	36	46.3	390,330	46,483	343,847	
	高校卒	162	51.2	461,654	34,636	427,018	
	中学卒	2	52.0	406,317	33,128	373,189	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。  
(以下（2）から（4）において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術係長	409	49.0	495,330	60,633	434,697	前記事務係長の備考欄参照
	大学卒	119	48.5	525,521	70,631	454,890	
	短大卒	68	47.9	456,164	49,971	406,193	
	高校卒	218	49.7	491,354	58,164	433,190	
	中学卒	4	45.9	373,139	48,927	324,212	
技 術 関	事務主任	379	43.3	392,676	43,131	349,545	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大学卒	174	40.9	416,156	56,128	360,028	
	短大卒	49	45.3	352,305	32,814	319,491	
	高校卒	155	45.9	374,341	28,550	345,791	
	中学卒	1	X	X	X	X	
係	技術主任	478	42.4	426,391	61,449	364,942	同 上
	大学卒	224	41.3	445,355	67,709	377,646	
	短大卒	71	39.8	376,509	58,645	317,864	
	高校卒	177	45.1	416,953	52,394	364,559	
	中学卒	6	46.3	415,271	67,326	347,945	
職 種	事務係員	1,266	37.3	308,905	29,854	279,051	
	大学卒	525	32.0	294,441	30,607	263,834	
	短大卒	154	38.0	284,004	25,002	259,002	
	高校卒	582	41.0	324,107	30,057	294,050	
	中学卒	5	43.8	352,055	60,173	291,882	
種	技術係員	1,162	32.6	322,318	45,516	276,802	
	大学卒	429	30.9	321,372	47,670	273,702	
	短大卒	159	34.5	314,306	46,528	267,778	
	高校卒	566	33.3	323,573	42,774	280,799	
	中学卒	8	46.0	460,246	114,310	345,936	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。  
(以下(2)から(4)において同じ。)

## (2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	3	54.1	866,296	0	866,296	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	53.5	751,039	0	751,039	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
工 場	工場長	9	53.9	756,224	0	756,224	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.5	776,898	0	776,898	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務部長	60	52.3	701,848	271	701,577	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	42	52.3	716,504	366	716,138	
	短大卒	2	49.4	549,036	0	549,036	
	高校卒	16	52.9	671,309	0	671,309	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	技術部長	67	51.5	727,526	160	727,366	同 上
	大学卒	35	51.6	748,123	55	748,068	
	短大卒	7	49.6	707,977	814	707,163	
	高校卒	25	52.1	700,228	98	700,130	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務部次長	12	52.2	603,597	0	603,597	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長-課長間)
	大学卒	4	49.0	604,916	0	604,916	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	8	53.5	603,034	0	603,034	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	24	49.4	623,560	0	623,560	同 上
	大学卒	14	48.6	628,649	0	628,649	
	短大卒	2	52.0	598,400	0	598,400	
	高校卒	8	51.1	615,338	0	615,338	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 150	歳 49.7	円 579,936	円 5,740	円 574,196	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	86	48.9	597,950	3,012	594,938	
	短 大 卒	7	47.5	468,815	21,973	446,842	
	高 校 卒	57	51.1	559,177	8,931	550,246	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	215	47.7	609,220	8,924	600,296	同 上
	大 学 卒	114	47.3	619,288	6,370	612,918	
	短 大 卒	23	46.7	586,578	1,471	585,107	
	高 校 卒	78	49.1	594,536	17,216	577,320	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長代理	34	49.4	498,808	6,290	492,518	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）	
大 学 卒	13	49.8	521,799	2,515	519,284		
短 大 卒	1	X	X	X	X		
高 校 卒	20	48.3	471,144	9,865	461,279		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	50	48.8	539,750	7,663	532,087	同 上	
大 学 卒	26	47.8	544,746	9,142	535,604		
短 大 卒	7	49.9	534,861	9,274	525,587		
高 校 卒	17	51.0	529,248	2,646	526,602		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	190	50.6	507,404	50,020	457,384	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	69	47.9	559,175	85,741	473,434		
短 大 卒	17	47.7	472,206	54,439	417,767		
高 校 卒	103	52.2	483,825	31,324	452,501		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
技術係長	298	49.5	516,298	60,901	455,397	同 上	
大 学 卒	74	49.0	564,409	73,690	490,719		
短 大 卒	40	48.2	481,363	45,429	435,934		
高 校 卒	183	50.2	500,505	58,358	442,147		
中 学 卒	1	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）	
	265	43.4	410,368	45,738	364,630		
	大学卒	129	40.5	430,036	59,593		370,443
	短大卒	26	44.5	382,998	40,739		342,259
	高校卒	110	47.4	389,187	26,786		362,401
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	346	42.7	442,391	62,896	379,495	同 上	
	大学卒	163	41.5	465,165	71,658		393,507
	短大卒	43	38.5	390,041	59,101		330,940
	高校卒	137	45.9	425,083	51,132		373,951
	中学卒	3	53.2	433,806	10,907		422,899
事務係員	733	37.4	327,609	34,120	293,489		
	大学卒	300	30.4	304,419	34,767		269,652
	短大卒	79	37.0	297,437	30,115		267,322
	高校卒	351	42.0	346,590	34,006		312,584
	中学卒	3	46.7	415,769	86,852		328,917
技術係員	735	32.1	331,234	48,604	282,630		
	大学卒	251	30.2	328,700	50,765		277,935
	短大卒	87	33.9	327,533	51,542		275,991
	高校卒	393	32.8	332,186	45,481		286,705
	中学卒	4	44.9	493,280	139,587		353,693

## (3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	1	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	1	X	X	X		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	3	50.3	518,558	0	518,558	構成員50人以上の工場の上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	51.3	539,863	0	539,863	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	50	53.2	519,589	4,924	514,665	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	32	53.5	526,813	581	526,232	
	短大卒	6	53.4	497,579	0	497,579	
	高校卒	12	52.3	510,961	19,591	491,370	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	28	52.2	527,965	240	527,725	同 上
	大学卒	16	51.9	535,722	418	535,304	
	短大卒	5	50.6	542,987	0	542,987	
	高校卒	7	53.8	499,269	0	499,269	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	10	47.2	493,497	30,748	462,749	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	4	46.0	503,285	48,204	455,081	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	5	48.3	490,500	21,529	468,971	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	4	49.6	461,878	0	461,878	同 上
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	2	49.5	471,200	0	471,200	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	92	48.6	416,774	21,335	395,439	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	51	47.8	432,474	22,770	409,704	
	短 大 卒	18	49.7	385,006	16,681	368,325	
	高 校 卒	20	50.2	391,826	24,334	367,492	
	中 学 卒	3	46.7	490,373	914	489,459	
	技術課長	79	47.0	455,220	1,531	453,689	同 上
	大 学 卒	28	46.4	445,820	2,552	443,268	
	短 大 卒	11	47.7	450,293	0	450,293	
	高 校 卒	39	47.2	462,167	632	461,535	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事務課長代理	49	45.1	407,278	28,143	379,135	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	37	44.5	410,457	25,509	384,948		
短 大 卒	4	47.0	387,958	32,792	355,166		
高 校 卒	8	47.6	399,493	39,962	359,531		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	44	45.6	397,113	29,783	367,330	同 上	
大 学 卒	23	44.0	391,773	18,725	373,048		
短 大 卒	10	47.9	389,527	17,475	372,052		
高 校 卒	11	47.2	419,865	73,011	346,854		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	132	46.7	350,529	39,455	311,074	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	58	47.0	354,224	29,148	325,076		
短 大 卒	19	45.0	316,111	39,271	276,840		
高 校 卒	54	46.8	357,932	50,424	307,508		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
技術係長	86	46.6	386,635	61,904	324,731	同 上	
大 学 卒	38	46.5	389,502	60,325	329,177		
短 大 卒	22	48.1	383,186	61,682	321,504		
高 校 卒	23	45.3	390,751	68,280	322,471		
中 学 卒	3	43.8	347,271	42,608	304,663		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長-係員間）	
	95	42.3	315,004	31,428	283,576		
	大学卒	38	43.9	331,813	33,669		298,144
	短大卒	20	46.4	293,616	18,497		275,119
	高校卒	36	38.3	308,059	34,868		273,191
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	101	41.1	342,352	56,596	285,756	同 上	
	大学卒	46	40.7	334,629	48,353		286,276
	短大卒	23	43.7	331,587	55,475		276,112
	高校卒	29	39.4	360,686	66,692		293,994
	中学卒	3	40.3	399,244	116,110		283,134
事務係員	444	36.8	258,621	19,693	238,928		
	大学卒	183	35.3	269,511	22,445		247,066
	短大卒	60	39.7	264,689	19,188		245,501
	高校卒	199	37.4	246,457	17,339		229,118
	中学卒	2	37.2	208,354	0		208,354
技術係員	305	36.1	288,677	36,117	252,560		
	大学卒	126	33.1	293,265	38,261		255,004
	短大卒	52	37.9	283,764	35,708		248,056
	高校卒	124	38.3	283,409	33,575		249,834
	中学卒	3	53.5	399,768	51,265		348,503

## (4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
関 係	事務部長	8	52.0	462,398	10,449	451,949	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.5	485,185	0	485,185	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	51.5	439,612	20,898	418,714	
職 種	技術部長	10	52.7	524,020	0	524,020	同 上
	大学卒	4	52.3	547,245	0	547,245	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	5	52.4	518,596	0	518,596	
職 種	事務部次長	1	X	X	X	X	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
職 種	技術部次長	8	55.8	433,181	2,439	430,742	同 上
	大学卒	2	57.0	506,850	0	506,850	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	5	55.0	413,130	3,902	409,228	
職 種	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	10	50.5	397,044	22,135	374,909	
	短大卒	3	46.0	466,587	34,655	431,932	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	6	51.8	362,079	19,564	342,515	
		—	—	—	—	—	—
	技術課長	27	48.0	466,039	5,191	460,848	同 上
	大学卒	7	46.3	498,489	0	498,489	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	19	48.9	462,404	7,052	455,352	
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長代理	2	42.0	419,334	108,044	311,290	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大学卒	2	42.0	419,334	108,044	311,290		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	5	45.8	426,241	55,526	370,715	同 上	
大学卒	1	X	X	X	X		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	3	44.3	420,288	22,982	397,306		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	9	44.7	369,845	33,194	336,651	係の長及び係長 級専門職	
大学卒	4	48.8	396,938	14,345	382,593		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	41.4	348,170	48,274	299,896		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	25	45.5	463,843	48,285	415,558	同 上	
大学卒	7	48.7	521,253	67,398	453,855		
短大卒	6	42.3	450,915	58,702	392,213		
高校卒	12	45.3	436,819	31,928	404,891		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	19	45.8	349,249	38,050	311,199		
	大学卒	7	42.4	358,819	49,286		309,533
	短大卒	3	49.7	307,833	14,799		293,034
	高校卒	9	47.2	355,611	37,061		318,550
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術主任	31	40.0	390,005	47,074	342,931	同 上	
	大学卒	15	38.3	385,255	44,579		340,676
	短大卒	5	40.0	398,949	68,919		330,030
	高校卒	11	42.4	392,418	40,546		351,872
	中学卒	—	—	—	—		—
事務係員	89	37.7	281,357	16,908	264,449		
	大学卒	42	35.7	294,250	20,282		273,968
	短大卒	15	38.4	263,206	10,646		252,560
	高校卒	32	39.9	272,944	15,416		257,528
	中学卒	—	—	—	—		—
技術係員	122	30.9	289,959	28,908	261,051		
	大学卒	52	31.8	312,232	38,028		274,204
	短大卒	20	31.3	267,334	26,716		240,618
	高校卒	49	29.7	273,953	19,213		254,740
	中学卒	1	X	X	X		X

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	4	43.8	245,596	263	245,333	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	衛 生	9	54.5	323,822	13,995	309,827	
	用 務 員	2	47.0	369,225	1,045	368,180	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	59.4	847,549	0	847,549	役員を除く。
	大 学 教 授	17	55.2	693,977	0	693,977	
	大 学 准 教 授	16	47.9	590,160	0	590,160	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	同 上
	高 等 学 校 教 頭	4	56.8	582,363	0	582,363	
	高 等 学 校 教 諭	76	42.3	452,379	4,919	447,460	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 } { 構成員3人以上の室(係) の長 } { 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。) }
	研 究 部 ( 課 ) 長	2	51.0	709,266	0	709,266	
	研 究 室 ( 係 ) 長	9	46.3	584,297	0	584,297	
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 員	21	35.4	412,409	12,271	400,138	
	研 究 補 助 員	8	34.4	266,674	11,714	254,960	

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	61.7 %	(29.9) %	(70.1) %	- %	38.3 %	48.1 %	(25.3) %	(74.2) %	(0.5) %	51.9 %
	500人以上	93.9	(29.6)	(70.4)	-	6.1	86.7	(29.1)	(70.6)	(0.3)	13.3
	100人以上 500人未満	47.2	(32.7)	(67.3)	-	52.8	51.9	(23.6)	(75.6)	(0.8)	48.1
	100人未満	23.4	(20.0)	(80.0)	-	76.6	22.3	(23.9)	(75.9)	(0.2)	77.7
高 校 卒	計	53.7	(26.8)	(73.2)	-	46.3	29.2	(29.3)	(70.0)	(0.8)	70.8
	500人以上	84.5	(28.6)	(71.4)	-	15.5	53.4	(33.6)	(65.7)	(0.7)	46.6
	100人以上 500人未満	41.1	(27.3)	(72.7)	-	58.9	30.4	(25.8)	(73.4)	(0.7)	69.6
	100人未満	14.1	-	(100.0)	-	85.9	15.1	(32.7)	(66.4)	(0.9)	84.9

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	10,942円		12,713円	
配偶者と子1人	15,962円	(5,020円)	19,145円	(6,432円)
配偶者と子2人	20,610円	(4,648円)	25,243円	(6,098円)

(注) 1. 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2. ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。）の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	全 国	
			三 重 県	事務・技術等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)	333,416 円	398,936 円	282,202 円
	上半期 (A2)		401,295	283,339
特別給の 支給額	下半期 (B1)	749,890 円	849,509 円	499,372 円
	上半期 (B2)		880,342	512,770
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分	2.13 月分	1.77 月分
	上半期 (B2/A2)		2.05	2.19
年間の平均		4.30 月分	4.32 月分	

(注) 下半期は令和2年8月から令和3年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係 員	18.0 %	25.8 %	0.7 %	55.5 %	23.5 %	13.6 %	0.6 %	62.3 %
課長級	11.4	22.2	—	66.4	19.2	12.4	0.6	67.8

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	95.3 %	92.6 %	14.6 %	10.1 %	67.9 %	2.7 %	4.7 %
	課 長 級	81.0	78.3	11.9	6.9	59.5	2.7	19.0
全 国	係 員	85.2	82.1	22.5	8.4	51.3	3.0	14.8
	課 長 級	76.6	73.6	18.8	7.4	47.5	3.0	23.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三 重 県	規 模 計		55.5 %	44.5 %	46.9 %	53.1 %	46.4 %	53.6 %
		500人以上	48.4	51.6	27.3	72.7	27.3	72.7
		100人以上 500人未満	62.2	37.8	57.7	42.3	58.0	42.0
		100人未満	59.9	40.1	63.1	36.9	62.5	37.5
全 国	規 模 計		52.6	47.4	48.8	51.2	47.5	52.5
		500人以上	52.0	48.0	46.1	53.9	45.0	55.0
		100人以上 500人未満	51.8	48.2	47.6	52.4	46.5	53.5
		100人未満	54.2	45.8	52.5	47.5	50.8	49.2

第20表 在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
三 重 県	50.4 %	(22.4) %	(77.6) %	49.6 %		
全 国	49.8	(23.1)	(76.9)	50.2		

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

	検討している	検討していない
三 重 県	26.7 %	73.3 %
全 国	19.9	80.1

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。



### Ⅲ 生計費関係資料

#### 令和3年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めためのものであり、総務省の「全国家計構造調査」、  
「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全  
国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（津市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金  
額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算  
定した。

なお、1人世帯については、令和3年4月の全国の各費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」  
及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに  
消費動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との  
比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ  
又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これを  
それぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第 2 1 表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和 3 年 4 月)

その 1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	27,500 円	44,080 円	51,490 円	58,890 円	66,290 円
住居関係費	34,840	42,420	36,530	30,640	24,750
被服・履物費	12,540	14,110	17,670	21,230	24,800
雑費 I	23,580	50,900	63,090	75,280	87,490
雑費 II	9,110	26,830	26,240	25,650	25,050
計	107,570	178,340	195,020	211,690	228,380

その 2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,060 円	48,180 円	56,270 円	64,360 円	72,460 円
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
雑費 I	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
雑費 II	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.579	0.676	0.773	0.870
住居関係費	0.964	0.830	0.696	0.562
被服・履物費	0.464	0.581	0.698	0.815
雑費 I	0.344	0.426	0.508	0.591
雑費 II	0.563	0.550	0.538	0.526

## IV 労働経済

第22表 労働経済指標

項目			年 月		令和2年	5 月	6 月	7 月	8 月	
			前 月	同 年 比	4 月					
賃労働 金時 ・間  〔毎月勤労 企画部 統計調査 地方調課 査〕	きまって支給する給与		金額	293,071 円		283,520	289,483	289,944	285,451	
			前年比	0.5 %		△ 1.0	0.6	1.3	0.5	
	〔調査〕 〔産業計〕	うち調査 所定内	金額	264,376 円		261,343	265,589	264,598	259,886	
		給与 一般者	金額	311,947 円		307,386	310,729	309,452	305,362	
		うち所定外給与	金額	28,695 円		22,177	23,894	25,346	25,565	
	総実労働時間数	時間数	150.9 時間		128.2	145.6	149.0	134.2		
	〔調査〕 〔産業計〕	うち所定外 労働時間数	時間数	12.8 時間		10.4	10.8	11.3	11.3	
生  計  費   〔家調 計査〕	消費 支 出 (名目)	全	全 国	金額	267,922 円		252,017	273,699	266,897	276,360
			〔総務省 統計局〕	前年比	△ 11.0 %		△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7
		津 市	金額	269,895 円		238,647	271,168	251,939	279,348	
		〔戦略企画部 統計課〕	前年比	1.4 %		△ 25.2	△ 2.1	△ 6.2	△ 14.3	
	勤	全 国	金額	303,621 円		280,883	298,367	288,622	304,458	
		〔総務省 統計局〕	前年比	△ 9.9 %		△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	
	世	津 市	金額	308,520 円		253,933	277,721	283,692	265,545	
		〔戦略企画部 統計課〕	前年比	△ 5.8 %		△ 24.9	△ 15.3	△ 6.6	△ 29.6	
物  価	消費者 物価指数	全 国	(総務省統計局)	前年比	0.1 %		0.1	0.1	0.3	0.2
		津 市	(総務省統計局)	前年比	0.1 %		△ 0.1	0.2	0.4	0.0
		国内企業物価指数 (日本銀行)	前年比	△ 2.5 %		△ 2.7	△ 1.6	△ 0.9	△ 0.6	
雇  用	有効求人 率	全 国 (厚生労働省)		1.30 倍		1.18	1.12	1.09	1.05	
	〔季節 調整値〕	三 重 県 (三重労働局)		1.26 倍		1.16	1.12	1.06	1.02	
	完全失業 率 (季節調整値)	全 国 (総務省統計局)		2.6 %		2.8	2.8	2.9	3.0	

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「消費者物価指数」欄の「前年同月比」については、令和2年12月以前は平成27年平均を100、令和3年1月以降は令和2年平均を100とする指数の対比である。

# 関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 3年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
289,821 0.9	291,683 2.2	292,568 1.3	290,418 1.0	284,239 △ 1.4	288,828 △ 2.3	291,826 △ 0.6	292,028 △ 0.4	286,771 1.2	290,295 0.3
262,265	262,956	262,703	260,203	255,229	256,949	259,698	259,820	256,617	259,637
308,609	308,721	307,949	305,539	306,129	308,299	310,957	308,973	305,990	310,360
27,556	28,727	29,865	30,215	29,010	31,879	32,128	32,208	30,154	30,658
147.3	151.9	149.6	146.0	136.2	139.9	148.9	153.7	134.8	149.2
12.6	13.4	14.6	14.2	12.7	13.5	14.2	13.7	12.6	12.9
269,863 △ 10.2	283,508 1.4	278,718 0.0	315,007 △ 2.0	267,760 △ 6.8	252,451 △ 7.1	309,800 6.0	301,043 12.4	281,063 11.5	260,285 △ 4.9
274,879 △ 33.0	315,859 15.0	292,341 △ 23.4	278,460 △ 11.2	244,989 △ 28.7	295,613 △ 10.9	447,376 63.7	285,215 5.7	293,436 23.0	313,210 15.5
304,161 △ 7.7	312,334 2.3	305,404 0.5	333,777 △ 3.4	297,629 △ 4.8	280,781 △ 7.4	344,055 6.7	338,638 11.5	317,681 13.1	281,173 △ 5.8
315,546 △ 24.9	339,490 18.3	256,531 △ 37.4	271,620 △ 21.7	254,835 △ 38.3	326,087 △ 15.6	507,603 66.3	326,312 5.8	289,358 14.0	383,244 38.0
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5
0.1	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.4	0.0
△ 0.8	△ 2.2	△ 2.4	△ 2.1	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.7	4.9	5.0
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13
1.03	1.03	1.05	1.06	1.10	1.10	1.13	1.11	1.17	1.21
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9

V 経 年 統

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成24年		25		26		27	
職員の区分		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,502	5	3,479	17	3,507	19	3,515	27
	研究職	203		201	1	199	1	198	1
	医療職(一)	39		40		37		36	
	医療職(二)	191	3	182	1	178	2	183	
	医療職(三)	129		126		122	1	125	1
	特定任期付職員	1		1		2		2	
	小計	4,065	8	4,029	19	4,045	23	4,059	29
警察	行政職	342		335		340		339	1
	公安職	2,996	1	2,998	1	2,978	1	2,991	6
	研究職	14		16		16		16	
	小計	3,352	1	3,349	1	3,334	1	3,346	7
各種委員会	行政職	344		341	1	342	1	344	1
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,632	48	3,610	53	3,665	65	3,616	73
	中小校教育職	9,040	8	8,910	5	8,824	24	8,761	40
	行政職	784	7	769	16	764	22	753	24
	学校栄養職員	3		3		2		2	
	小計	13,459	63	13,292	74	13,255	111	13,132	137
計	21,220	72	21,011	95	20,976	136	20,881	174	

企業庁	行政職	224	2	220	4	218	3	183	1
-----	-----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

病院事業庁	行政職	45		43		46		50	
	医療職(一)	21		21		19		19	
	医療職(二)	28		27		26	1	28	1
	医療職(三)	170	2	158	3	158	3	161	1

知事部局等	現業職員	352	19	347	20	340	25	327	27
-------	------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

企業庁	現業職員	2		2		2		2	
-----	------	---	--	---	--	---	--	---	--

病院事業庁	現業職員	11		11		10		10	
-------	------	----	--	----	--	----	--	----	--

合計		22,073	95	21,840	122	21,795	168	21,661	204
----	--	--------	----	--------	-----	--------	-----	--------	-----

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。  
2 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

28		29		30		31		令和2年		3	
再任用 以外	再任用										
3,532	29	3,482	35	3,655	69	3,619	90	3,610	100	3,592	135
203	1	194	2	189	3	187	4	186	3	183	6
35		36		40		42		43		41	
169	1	172	4	169	5	172	5	165	7	165	8
121	2	124	2	127	1	125	2	122	3	123	4
2		2		2		2		2		3	
4,062	33	4,010	43	4,182	78	4,147	101	4,128	113	4,107	153
335		340		343		340		336		330	
3,020	7	3,016	7	3,022	7	3,045	7	3,043	8	3,024	7
17		17		16		17		19		18	
3,372	7	3,373	7	3,381	7	3,402	7	3,398	8	3,372	7
350	2	352	4	356	4	339	5	339	6	335	8
3,560	100	3,529	137	3,470	147	3,398	157	3,332	176	3,206	219
8,653	66	8,525	102	8,378	141	8,109	161	7,941	190	7,873	223
729	40	711	49	756	68	732	76	727	72	715	66
2		2		1	1	1	1	1		1	
12,944	206	12,767	288	12,605	357	12,240	395	12,000	439	11,794	509
20,728	248	20,502	342	20,524	446	20,128	508	19,865	566	19,608	677
182	1	182		181	1	183	1	177	2	173	2
47	1	48	1	54	2	54	2	54	2	51	1
17		16		19		18		18		17	
30		29		29		28		24		26	
160	2	164	2	162	1	162	1	166	2	162	2
309	34	291	42	21		14		4			
2		2									
10		8	1								
21,485	286	21,242	388	20,990	450	20,587	512	20,308	572	20,037	682

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区分		年	平成24年	25	26	27	28	29	30	31	令和2年	3
行政職	一般	職員数	4,188	4,155	4,189	4,198	4,217	4,174	4,354	4,298	4,285	4,257
		平均給料月額	351,014	350,786	350,405	348,048	349,931	349,321	349,622	348,484	346,412	343,147
		平均年齢	42.8	42.9	43.0	43.1	43.1	43.3	44.2	44.2	44.1	43.8
		平均経験年数	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5	22.6	22.6	22.5	22.1
	県立 学校	職員数	784	769	764	753	729	711	756	732	727	715
		平均給料月額	349,874	344,634	341,460	339,681	339,699	337,673	337,998	334,348	330,578	328,086
		平均年齢	44.8	44.3	44.2	44.2	43.8	43.7	44.4	43.9	43.4	43.3
		平均経験年数	24.0	23.5	23.3	23.0	23.0	22.8	23.5	22.9	22.4	22.2
	計	職員数	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110	5,030	5,012	4,972
		平均給料月額	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902	346,427	344,115	340,981
平均年齢		43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	44.2	44.0	43.7	
平均経験年数		21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	22.6	22.5	22.1	
公安職	職員数	2,996	2,998	2,978	2,991	3,020	3,016	3,022	3,045	3,043	3,024	
	平均給料月額	327,062	325,450	324,033	321,257	325,959	326,901	328,139	328,686	330,346	332,010	
	平均年齢	38.5	38.2	38.0	37.8	37.7	37.7	38.3	38.4	38.5	38.7	
研究職	職員数	217	217	215	214	220	211	205	204	205	201	
	平均給料月額	374,685	376,934	379,613	383,644	384,210	380,354	376,830	371,438	365,719	365,135	
	平均年齢	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	42.2	42.5	42.1	41.6	41.6	
医療職 (一)	職員数	39	40	37	36	35	36	40	42	43	41	
	平均給料月額	433,208	439,310	437,049	443,272	454,812	467,789	450,730	443,112	446,886	444,168	
	平均年齢	40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	45.3	43.6	42.5	43.2	43.4	
医療職 (二)	職員数	191	182	178	183	169	172	169	172	165	165	
	平均給料月額	358,726	362,756	360,174	358,505	358,208	351,912	351,378	354,287	357,727	359,148	
	平均年齢	42.0	42.4	42.3	42.3	41.6	41.1	41.7	42.3	42.8	43.1	
医療職 (三)	職員数	129	126	122	125	121	124	127	125	122	123	
	平均給料月額	365,015	364,606	361,942	353,039	352,681	346,924	342,808	341,466	338,058	332,019	
	平均年齢	44.3	44.4	44.9	44.5	44.1	43.7	44.1	44.2	43.8	42.7	
高校等 教育職	職員数	3,632	3,610	3,665	3,616	3,560	3,529	3,470	3,398	3,332	3,206	
	平均給料月額	398,579	396,770	394,607	391,623	394,582	395,462	395,582	395,637	395,664	395,620	
	平均年齢	44.8	44.7	44.6	44.7	44.8	45.0	45.6	45.8	45.8	45.8	
中小校 教育職	職員数	9,040	8,910	8,824	8,761	8,653	8,525	8,378	8,109	7,941	7,873	
	平均給料月額	385,370	382,538	378,695	373,842	374,417	371,852	368,980	368,049	365,750	364,591	
	平均年齢	44.3	44.1	43.8	43.5	43.2	42.9	42.9	42.8	42.3	42.0	
学校 栄養 職員	職員数	3	3	2	2	2	2	1	1	—	—	
	平均給料月額	409,283	374,200	368,880	369,145	375,623	378,350	364,500	368,800	—	—	
	平均年齢	54.0	49.7	47.5	48.5	49.5	50.5	43.0	44.0	—	—	
特定 任期付 職員	職員数	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	
	平均給料月額	620,000	620,000	548,500	550,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	601,667	
	平均年齢	63.0	64.0	48.0	49.0	49.0	50.0	51.5	52.5	53.5	49.5	
計	職員数	21,220	21,011	20,976	20,881	20,728	20,502	20,524	20,128	19,865	19,608	
	平均給料月額	370,936	368,953	366,582	362,949	364,615	363,486	362,164	361,274	359,842	358,611	
	平均年齢	43.2	43.1	42.9	42.8	42.7	42.6	43.0	43.0	42.8	42.6	
		平均経験年数	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	20.9	20.8	20.7	20.5

区分		年	平成24年	25	26	27	28	29	30	31	令和2年	3
行政職	企業庁	職員数	224	220	218	183	182	182	181	183	177	173
		平均給料月額	338,047	338,472	340,854	341,525	350,234	351,062	355,587	357,022	357,404	357,228
		平均年齢	41.0	40.9	41.4	42.1	42.9	43.1	44.4	45.0	45.2	45.4
		平均経験年数	19.9	19.7	20.3	21.0	21.8	21.8	23.2	23.8	23.9	24.3
	病院	職員数	45	43	46	50	47	48	54	54	54	51
		平均給料月額	342,043	347,046	345,978	350,018	350,804	350,069	350,857	338,441	333,739	330,676
		平均年齢	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	43.9	45.2	43.4	43.0	42.2
		平均経験年数	19.4	19.7	19.8	21.5	20.8	20.8	23.1	21.6	21.3	20.5
医療職(一)	職員数	21	21	19	19	17	16	19	18	18	17	
	平均給料月額	418,700	416,767	411,579	418,563	440,388	446,488	435,411	423,989	417,289	446,035	
	平均年齢	40.3	40.9	39.1	41.8	42.0	42.2	41.4	40.3	39.3	43.7	
	平均経験年数	16.6	17.0	14.1	15.1	15.4	18.7	16.3	15.4	15.4	18.7	
医療職(二)	事業庁	職員数	28	27	26	28	30	29	29	28	24	26
	平均給料月額	339,560	348,840	349,993	342,629	353,087	347,833	350,299	337,061	337,567	331,004	
	平均年齢	40.1	41.4	41.3	40.8	41.5	41.3	42.6	41.1	41.1	40.9	
	平均経験年数	18.2	19.4	19.0	18.6	19.2	18.9	20.1	18.8	18.5	18.3	
医療職(三)	職員数	170	158	158	161	160	164	162	162	166	162	
	平均給料月額	325,336	331,122	328,386	326,486	331,134	329,645	332,847	333,940	331,646	335,308	
	平均年齢	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	43.1	44.3	44.9	44.7	45.0	
	平均経験年数	17.2	17.9	17.5	17.7	16.9	17.1	19.2	19.6	19.3	19.8	

現業員	知事部局等	職員数	352	347	340	327	309	291	21	14	4	—
		平均給料月額	351,197	354,423	357,807	357,672	362,768	365,667	382,943	387,843	392,125	—
		平均年齢	47.2	47.8	48.5	49.0	49.4	50.0	54.4	55.5	57.3	—
		平均経験年数	27.6	28.2	28.9	29.4	29.9	30.5	35.6	36.7	38.8	—
	企業庁	職員数	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—
		平均給料月額	362,000	365,500	369,000	370,100	386,050	392,400	—	—	—	—
		平均年齢	48.0	49.0	50.0	51.0	55.0	56.0	—	—	—	—
	病院事業庁	職員数	11	11	10	10	10	8	—	—	—	—
		平均給料月額	339,690	345,018	358,980	361,880	367,160	368,125	—	—	—	—
		平均年齢	45.4	46.2	48.5	50.2	51.2	51.1	—	—	—	—
		平均経験年数	25.2	26.0	28.3	29.6	30.6	31.0	—	—	—	—

総計	職員数	22,073	21,840	21,795	21,661	21,485	21,242	20,990	20,587	20,308	20,037
	平均給料月額	369,867	368,107	365,883	362,410	364,234	363,164	361,922	361,001	359,552	358,378
	平均年齢	43.3	43.1	43.0	42.9	42.8	42.7	43.1	43.0	42.8	42.6
	平均経験年数	21.3	21.1	20.9	20.9	20.7	20.6	20.9	20.9	20.7	20.5

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。